

# 「在奉天 時局研究会」の 「満蒙問題の根本的解決策に関する考察」 (昭和2年6月付) ——その執筆者を問う——

笹川 隆太郎

## [Documents and notes]

A Japanese language pamphlet (dating June 1927) by a “Present Affairs Study Group at Mukden” proposing Japan-centered “radical solutions” to the so-called Manchuria & Mongolia problem :  
who wrote this paper anyway?

SASAGAWA Ryutaro

### Key terms

保境安民、満蒙問題、東方会議、吉田茂

### 目次

第1部：資料の翻刻

第2部：翻刻者あとがき

### 凡例

- 一．原文は縦組みであるが、本論集では印刷の都合上、横組みに改めた。
- 一．原本の本論部分は、39字×14行で組まれているが、翻刻の都合上、その原状は維持していない。参考資料部分は概ね本論部分より小さな活字で組まれているが、同様に原状通りではない。ただ、できるだけ、版組に似せた。
- 一．原本でページの冒頭に相当する箇所〔×頁〕の如く原本の頁番号を記した。〔 頁〕は原本に頁番号が打たれていないことを表す。
- 一．資料の漢数字の一部は横書きでの読み易さを考慮して算用数字に改めた。
- 一．翻刻に用いた漢字の字体は、原本で使用されたもののでできるだけ忠実であるよう心掛けた。そこで、2004年現在でJISコードの付されている漢字（第一乃至第四水準の漢字及び補助漢字）と同一ないし最近似の字体を用いた（たとえば、原本では、「強」の右側上部は「ム」ではなく「口」であるが、その字形にはJISコードが付されていないので、「強」を用いた）。もっぱら印刷の便宜を慮ったことである。その見極めにあたっては、鎌田正 / 米山寅太郎『新漢語林 第二版』（大修館書店、2011年）を参考にした。すなわち、この辞書で使われた親字と一致しない異体字の場合は、最も近似すると判断した（JISコードをもつ）親字を用いた。唯一の例外は、「参考資料」第4頁の地名、「均開」の「均」の字で、この字は上記辞書に見当たらないため、印刷にあたって作字した。
- 一．字の欠けや誤字ないし今日余り一般的でない用字が翻刻に際しての瑕疵でないことを示すために、文中に〔マ： 〕あるいは〔マ〕を挿入した。コロン（：）の右側は、「正規」の表現・用字と思われるものを参考までに注記したものである。

## 第1部 資料の翻刻

先ず、標記の資料を翻刻して示す。翻刻は前記の凡例に準拠して行う。

〔表紙〕

**厳秘**

〔朱印〕

### 満蒙問題の 根本的解決策に関する考察

（昭和二年六月）

.....  
〔表紙裏：無記〕  
.....

〔1頁〕

日本の現状は産業立國の基礎未だ定らず、國民の生活難年と共に加はり、延て國民精神亦自ら動搖の憂無きに非ず。加ふるに所謂人口、食糧問題は、我國家存立上の深憂にして、今後の内治外政は等しくこれが解決に集中せらるべしと雖、叢爾たる我國内の資源には自ら限あり、以て年々増殖する百萬の人口を無限に養ふ能はざるや明にして、眞實にこれが完全なる解決を得んと欲せば、特に外政の振作と國民の海外發展に俟たざる可らず。就中我特殊地域たる満蒙の沃野は、豊富なる未開の資源を藏し、我好個の投資地たると同時に、亦我民族の移住適地たるが故に、最も思ひを此の方面に致さざるべからず。然るに満蒙に於ける近き數年來の狀形は、反つて我國家的の要望と逆行し、重大なる條約上の既得權利は、悉く拒絶せらるゝのみならず、更に最近に於ては、續々不當課税及金票の排斥等により、我が通商貿易は勿論、在留民の生業も爲めに甚大なる壓迫と侵害とを被りつゝあるの實

情に在り。畢竟我は一事の武力に勝ちて、平時外交經濟戰の敗者たるを立證するものにして、其責任全く我に存すと謂ふべし。思ふに我國人は現代の支那民性が、既に極端なる個人的利己主義に墮し、公私共に毫末も信義を繋ぐ能はざる特性を有することを洞見せず、徒に時代思潮に追従し、唯甘言を以て彼の意を迎ふる〔2頁〕ことを力め、其對策常に彼の特性を理解し、之に適應する能はざりし結果と謂はざる可らず。顧れば一旦日清戰役の果實たりし遼東半島は、老獪なる李鴻章の爲めに一擧にして奪取せられたるにあらずや。日露大戰役の當然の收穫亦袁世凱の不信によりて半ば抹殺せられたるの嫌なかりしか。華府會議に於ける我誠意ある聲明に基く還附後の山東の現狀は如何。更に近年に於ては、幾度か張作霖に或る物を求めんとし、而かも與へられたるものは只我に對する輕侮と利權喪失との悲哀のみなりし事實を否定し得べきか。今や南方の國民軍中にも、亦赤露を背景として、特に我が滿蒙の特殊地位を破壊蹂躪せんと企圖しつゝあるもの無きを保せざるにあらずや。惟ふに我對支策の理想としては、支那をして一日も早く國家的統一と獨立を完成せしめ、日本の恒久なる協力提携を計り之を基調として歐米の壓迫侵略に對抗し、以て東洋永遠の平和を維持せんとするにあらんも、支那は反つて大局を自覺せず、只だ其利己の内争を繼續し、時に英を援き米を煽り、現に赤露とも結ぶが如くにして、常に列國間の牽制と之が利用に力め、往々にして寧ろ狂暴過激なる排外行動に出で、眞に日本と結び、東亞全局の爲めに累卵の國命を繋ぐんとする此の純眞實著なる革新運動の如きは、今尚ほ毫も之を認め能はざることを如〔3頁〕何せん。往事既に然り來事豈然らざるを得んや。然らば我が先覺の諸士が、過去數十年來提唱努力し來れる日支聯盟の理想なるものは、畢竟砂上の樓閣にして、終に近く崩壞の日無きを得んや。是に於いてか吾人は在支二十餘年來の實査と體驗に基き、支那民族の特性と彼我の長短とを對照考察し、我國家民生百年の大計の爲めに堅實なる對支諸方策樹立の基本たるべきものは、結局歴史的に深甚の根據を有する滿蒙の地を觀念上截然支那本部より分別し、我國家の存立自衛の必要と、數億に上る支那民生の福祉と、兼ねて亦東亞恒久の平和とを確保せんとするところに存すと謂ふべし。換言すれば凡ゆる我れの對支努力を以て「滿蒙に永遠の平和と繁榮の理想郷を建設する」の徹底的積極策を決行し、之を基調として支那本部並に列強に臨むに在り、而も是れ我が對支發展上の順路にして且つ捷徑たることを提唱するものなり。以下數項に亘り序を追ふて其然る所以を細説せんとす。然りと雖も政策は未なり精神は本也。若し日本及日本民族にして、眞に東亞治平の主人公たる自覺抱負を以て、此大策を速かに斷行するの勇あるにあらずんば五十年來漸くにして築き上げたる我大陸經綸の端緒も、必ずや日ならずして土崩瓦壞に終らん而已。敢て憂國諸賢の高教を請ふ。

〔4頁〕

## 第一項 日本と満蒙との特殊關係

- 一 歴史的關係 國家の存亡を賭したる二大戦役の結果に基き、日本が満蒙の平和と保全とに對して有する特殊の發言權乃至支持權は、我存立上の緊切なる事實たると同時に亦至高なる國家的權威なり。
- 二 地理的關係 我朝鮮と延長一千キロに亘る接壤地にして、満蒙に於ける我勢力の消長は直ちに事大主義なる半島民族の統治上に重大なる精神的反映を生じ、又直ちに對露對支の國交上に緊密に影響す。
- 三 經濟的關係 満蒙は、現在將來に於ける日本の生存資源の大倉庫なり。又我絶好の資本的拓殖地にして同時に我民族の移住適地なり。我人口食糧問題は主として此の地の上に解決を求むるの外なし。
- 四 軍事的關係 極東和平の關鍵の存する所にして、我大陸國防の策動基地なり。
- 五 外交的關係 満蒙問題の完全なる解決は、我國力の現勢と解決の如何が、其影響するところ頗る重大なることに照らし、我對支外交の最大部分を占む。満蒙は又同時〔5頁〕に對露策決定の基本地にして、對英、米の外交亦之れを樞軸として處理せられざるべからず。

## 第二項 從來に於ける我對策の不備と誤謬

- 一 對策上の不備
  - イ 出先に於て不統一なる三頭乃至四頭政治の弊。
  - ロ 政黨に於ても徒に對内政争を事とし、緊切なる對満蒙問題の如き久しく顧みられざりしこと。
  - ハ 多年外務省と陸軍との間に行はれたる二重外交の宿弊。
  - ニ 半ば營利會社なる満鐵に對して、満蒙經營の集中萬能主義を採り。其結果一般の國民的發展の方策が多く閑却せられたること。
  - ホ 我れの存立と支那全域の保全とを期し、且つ支那の統一と革政を計るは固より緊切なり。併しながら支那内外の事態は餘りに不良、複雑、且混沌として之が達成は前途極めて遼遠なるを奈何せん。宜く先づ未だ完結せざる満蒙問題の根本解決〔6頁〕に全國力を傾注することの最も賢明にして且つ急務たるの事由が國民的に省慮せられざりしこと。
- 二 對策上の誤謬
  - イ 満蒙の平和と秩序の維持に關して、我當然の發言權を平常に於て機宜に行使するの用意を缺き、爲めに東三省の主腦者をして屢々中央争覇の舞

臺に出入せしめ、延て其政敵をして東三省を以て禍源と爲し、日本を其背後に隠れたる禍主なりと叫ばしむるに至り、其極終に東三省をして他の支那本部と等しく、直接戦禍の巷と化するの悪例を開き、以て我特殊地域たる所以の特質を自ら抹殺するの矛盾なる結果を招くに至れること。

ロ 多年來、東三省を擧げて一軍閥の野望の犠牲たらしむるの行動を容認し、爲めに却て三省の民怨を買ふに至れるのみならず、延て民力の涸竭、財政金融の破壊、産業經濟の不振を招き、在留邦人の生業と我貿易に甚大なる損害と打撃とを被らしむるの結果を招けること。

ハ 四千年來、凡ゆる自然と人爲の災厄壓迫と闘ひて、其繁殖を續け來れる老大支那〔7頁〕民族は、極めて非國家組織の社會衆團にして、徹底せる大陸的の人生觀を有し、其の民族性が飽く迄も事大主義、拜金主義、機會主義、物質的、實利的の金力是れ萬能主義にして、利己の爲めには敢て他を害して顧みざる極端なる個人的利己主義なれば、自然欺瞞と掠奪性に満ち、道義墮ち節操壞はれ、辭令に長じて信實に疎く、所謂面子と友誼なる互讓共助の美德あるも、元より利害を同ふせる局部的團體内に於ける自衛的道德の範圍を出でず、其事を行ふや深刻にして殘忍なり又最も利害の打算に長じて變通自在、眼中操持無く責任なく、特に異民族に對しては傳統的の排外思想深く、常に所謂遠交近攻と以夷制夷との固有の外交術策を弄して至らざるなきに拘らず、我日本及日本人は此事を徹底的に覺らずして、世界的に未だ十分なる外交訓練無き幼稚卒〔72〕直の我國民性其儘の態度を以て彼に對するが爲めに個人並に團體の事業も、國家の外交も、悉く皆馬鹿正直とも評すべき失敗を繰返し來りつゝあること。

ニ 現に青年支那によりて進行しつゝある革命運動亦前記民族性の一表現たるに拘らず、之を以て純正なる奉公愛國の念に出づるものとなし、其政治的革命が、眞に〔8頁〕完成せられ得べしとの謬見より來れる無益なる思想上の共鳴と對策上の遠慮讓歩をなすこと。

ホ 大陸の角逐馳騁、悉く是れ實力實勢の進退消長に由つて決せらるゝは古今歴史の教訓なり、然るに國家の興亡を賭して得たる我特殊の地位と利權とに對する侵害脅威に臨んで、未だ曾て一回だにも國家の實力實勢を以て之を擁護支持するの決斷をなす能はず、延て遂に今日に至り其の鼎の輕重を問はれんとするの危機に陥りつゝあること。

ヘ 頻發せる邦人の生命財産並に營業上の壓迫被害問題に對する交渉案件を輕忽に附し、延て重大問題も悉く未決の懸案として山積するの習慣を作り、而も彼我共に之を怪まざること。

ト 南北滿洲に居住する我同胞たる朝鮮人は既に百萬を超え、今後益々増

加の趨勢にあり、其安否休戚は我滿蒙開發上に至大の關係あると共に、朝鮮統治上に重大の影響あるに拘らず我當局の對策保護統一徹底を缺けるため、到る處に支那官民の抑壓迫害を被り、極めて悲惨の狀態にありて將來に一大禍根を生ぜしむるの憾あ〔9頁〕ること。

チ 滿鐵の培養線延長政策と、並に其政策遂行に當りて採りたる手段は、必ずしも我遠大なる國策に伴はず、商租問題の如き重大なる利權は、寧ろ鐵道延長に先んじて之が解決を計り、以〔マ：以て〕邦人發展の基礎を築かざるべからざるに拘らず、其實際は鐵道政策の犠牲に供せられるの觀ありて、今尚ほ未解決に残され、鐵道延長に因る新開拓地の投資利益は悉く支那人のために優先領有せられつゝあり、而も鐵道政策其物も反つて支那側に乘ぜらるゝ禍根を残したるの恨多きこと。

リ 對支外交の一重要方針と稱せらるゝ所謂不干涉主義なるものも、對策實行上常に其肯綮に當らず、或時は反つて無益なる不干涉行動に逸して民衆の深怨を買ひ、又或時は極端なる退嬰主義に墮して國利國權の喪失を招きつゝあるの事實あること。

ヌ 我對支利權は確實に之を擁護すとは歴代政府の嚴に聲明する所なり。而も吾人は未だ曾て其聲明の現實に履行せられたるの事實を認むる能はず。又謂はゆる利權擁護なるものも単に直接戰亂兵變に因る生命財産の保護のみを重視し、平常時に〔10頁〕於ける條約侵害より被むる金融經濟企業通商上の莫大なる損害を輕視し、終に今日の不振を招くに至らしめたること。更に直言すれば特殊區域が既に特種の實を喪ひ、擁護せらるべき利權が既に充分に侵犯せられ居る事實瞭なるにかゝはらず國民が其怠漫と不注意の爲めに今尚ほ完きものと誤信し居ること。

ル ソビエトロシヤが國民黨援助の手段に依りて企圖しつゝある破壊的赤化策は、現に全策〔マ：全支〕の大動亂を惹起し、又深く國際的禍機を胎み、滿蒙の天地は爲めに侵略蹂躪に直面せんとするの重大時機に臨み、其唯一の對支〔マ：對策〕は滿蒙に於ける我地歩を迅速且完全に恢復確保し、以て露支方面に備ふに在り。然るに今猶ほ從來の緩漫なる局部的警戒態度繼續せられつゝあるに過ぎざる憾あること。

ヲ 華府會議に於て列強が必要なる援助をも惜まずと共同聲明せる處の支那の統一と革政との大事業は、之を利己中心に墮したる支那民族性と、並に今日の列強對支那の外交關係が極めて錯綜せるの實情とに鑑み、支那自身の力を以てしては、到底茲十年二十年にして眞に更生せる政治革新を期待する能はざるものと斷定せらるゝに拘らず其可能性ありとするの謬見より來る凡ての重要なる對策の誤謬に陥〔11頁〕り居ること。

ワ 「日支親善、共存共榮」なる標語を安價に解釋し、又内政不干涉主義の適用を誤り、特殊地域に對する特殊の發言と行動とを怠りたるが爲めに國民の發憤力を殺ぎ、又退嬰萎縮の念を生ぜしめ、今日却つて彼より親善の名を以て凡ゆる退讓を強要せらるゝの立場に陥りつゝあること。

カ 日本は自主的に滿蒙問題解決の目標を定め、實力を以て其進路を開拓して目的の達成を期せざる可からざるに、専ら支那側の好意好感のみに依頼して、重大なる我國權の支持を謀らんとするの他力主義に墮し居ること。

### 第三項 支那側の對日態度

一 東三省の主腦者並に要路中に第一項記述せる日本と滿蒙との關係の重大性を諒解容認する一人の達識者なし。之を多年來の實際に徴するも、悉く我特權を蹂躪し、根柢より我が勢力を驅逐せんとする排日行動に充たされつゝあること。

二 華府會議に於ける日本の山東問題に就ての退讓に次で、關東大震災の國家的打撃あ〔12頁〕り、更に近時の日本政黨政治の混亂と國民生活上の不安を見透かし、特に滿洲四頭政治不統一の虚に乗じ、弄策侮蔑に至らざるなく、終に我條約上の既得權を侵害し、土地商租の阻止、我通貨の排斥、我取引所に對する壓迫、鐵道敷設權の無視等重大なる排日行動を敢行するに至れること。

三 我一部の政客政商軍人と握手し、之を籠絡利用すれば對日折衝の事凡て盡せりと爲し、兼て巧妙有力なる宣傳と相俟て其操縦にのみ是れ努め居ること。

四 東三省軍閥の最も恐る處は、日本の統一せる實力を以てする自衛的憤起に在り。然るに日本は未だ曾て一回だに之を決行せしことなく、畢竟日本は實力を用ふる能はざる何等かの弱點あるものと輕侮し居ること。

以上は専ら現在東三省主腦者多年來の態度を指摘したるものなれども、他日他の如何なる一勢力が之に代る時ありとするも、之を支那民族心理の特性に鑑みれば、苟くも我根本對策の決せざる以上、其排日態度の更改を望む能はざるは明かに豫斷し得べし。

王永江曾て曰く「日本は滿蒙の肥料也」と、眞に其評の如く日本は戦後二十年來高價なる施肥をなし、地主をして數十倍の增收を得せしめたるに拘らず未だ其分配に與らざるも〔13頁〕のなり。飽迄も日本をして施肥のみに終らしめんとすることが彼支那側の企圖にして、增收に對する分配を受けんとすることが、我當然の要望なり。此間の利害已に衝突す。實力を以てする要望の貫徹を措きて何等解決の

途なきを如何せん。

#### 第 四 項 根本的積極策

大正四年の滿蒙に關する日支條約は、之を前述第一項の日本と滿蒙との特殊關係の重大なる點より檢すれば、僅かに吾人の平常要望する處の一部を具體化したるに過ぎず。其後華府會議に於て、重大なる既得條項丈は漸く之を支持し得たるも、進んで之を今日の實際に徴せんか、旅大租借と滿鐵の二問題を除くの外、邦人發展上第一義たるべき土地商租、並に内地居住權の如き重大なる條約上の權利は、悉く支那側の拒否を被り、鐵道沿線を一步踏み出しては、何等の事業を營むを得ず、在留邦人の生業は悉く行詰り、所謂特殊權なるものは殆んど空文に歸せんとするの危機に臨みつゝあり。惟ふに國際間の條約上の權利なるものは、現實に之を支持する力の有無強弱如何に依りて、直に其權利の實體内容に消長を來すものなり。特に滿蒙に於ける我特殊權なるものは、吾人の見〔14頁〕解としては有形無形に頗る廣汎深厚なる範圍に迄擴張せられ得べき性質のものなるが、其反面には亦極めて抽象的な性質を帶ぶ。故に従來の如く顯然たる條約〔マ：條約〕の侵害さへ實力を以てこれを支持する能はずんば、其特殊權なるものは、世界の外交舞臺上に自然消滅を見るに至るべし。

今日日本の最も急務とす處のものは、根本的に合理的の大目標を樹立し、國家の全力を擧げて先づ既得權の支持を完ふし、進んで條約に明文なき範圍に迄現實に我がインテレストを扶殖し、堂々と列強の前に名實相伴ふ特殊權の擴張を期するに在り。吾人は其根本目標として、「我國力を加へて滿蒙に永遠の平和と繁榮郷とを建設する」の積極案を提議主張するものなり、更に其内容を詳しく言へば、「支那の内亂と外犯より絶體に其災厄を免がるべく東三省の眞の保境安民を、日本の國力を加ふることに據りて確保すると同時に、土地、鐵道、鑛山、森林、水利、商工業、金融等に至る迄、凡ゆる經濟資源を我に徹底的に開放せしめ、更に第三國の參加均霑をも歓迎して漸次三十億五十億の資金を安全に投下し、以て眞に永遠の平和と繁榮との理想郷を實現する」に在り。即ち其具體的要件を述べれば、

〔15頁〕

- 一 支那内争の渦中に出入する軍閥の根據地とすることを絶対に忌避し、併せて域内の治安を維持するに必要な程度迄軍備を縮少せしむること。
- 二 文官總督の文治主義に革め、自治、教育の振興、交通産業の開発、財政金融の整頓等を促進助成すること。
- 三 法制整備と、司法及警察制度の改善を幫助し、列國に卒〔マ〕先して東三省のみを限り、條件付にて治外法權の撤廢を認むること。

四 滿蒙全省に亘りて、邦人の内地居住、往來、營業權、土地所有權、鑛山採掘權、鐵道敷設權等を認めしめ、徹底的に資源の開放を實行せしむること。

五 軍事、外交、財政、經濟、司法等の機關に、高級なる邦人官吏の任用、顧問の招聘を行はしむること。

等の實現を期するものなり。是れ從來支那及列強の猜疑の基因たりし滿蒙獨立論に非ず我存立と東洋の平和確保の爲めに最も合理的なる特殊保護地と爲さんとするに在り。即ち主權は依然支那に存し、中央に隸屬するも、全局の平和と繁榮とに關聯すべき外交軍事、並に重要な内政の上に現實に我威力ある發言權を加え、東三省のみを劃して先づ〔16頁〕一種の模範的文治地域を創設し、他日支那が完全に統一革政せられ、支那自身の力を以て能く此地域の平和と繁榮と並に邦人の福利とが確保せらるゝに至るを俟つて、始〔マ〕めて日本は自發的に其支持の手を收むるも可なりとするものなり。

此合理的根本策が、我學國一致の斷固たる決心を以て遂行せられて茲に始〔マ〕めて我人口食糧問題の解決となり、併せて過去二大戦役の目的も達成せらるゝものにして、其根本目標は、専ら我國家の存立と東洋の平和維持とに存すといふべし。而も世界列強は元より好意の諒解を與ふるに吝ならざるべく又支那の國權論者は或は一時擧つて反對の聲を擧ぐべきも、東三省三千萬の民生は軍閥多年の虐政より免るるを以て、必ずや其實現を仰渴すべし。是れ即ち自ら救ひ兼て他を救ふ所以にして、眞に親善の楔子と稱すべく共存共榮の實現たるべし。是れ東洋最高倫理の支持にして、之を支那古聖人の王道主義に照して何等悖る處なく、同時に我皇國の大道の海外宣布にして、亦實に大和民族最大の使命に外ならず。彼の滿洲族康熙大帝が能く異民族を以てして漢民族に君臨し、三百年大〔マ〕平の基を築きたる前例は以て宜く我大陸經綸の鑑となすべし。

〔17頁〕

#### 第五項 根本解決の用意

前顯〔マ〕根本策の實行に關する用意として左記の施設をなすべし。

- 一 英米との協調、就中大局上利害の最も接近せる英國との間に十分なる諒解提携を遂ぐるごと。
- 二 我國の存立と絶對に兩立し得べからざる赤露の極東に對する現時の破壊的行動に關しては、斷乎として之が排滅を期するの準備を整ふべきこと。
- 三 當面の相手國たる支那に對しては、其眞の反省を促がす爲には場合により一時支那全國を敵とするも亦不得已〔マ：已〕底の覺悟を定むべきこと。

以上を以て先決の重要覺悟なりとす。而して此根本策遂行の時機、順序、方法等

に關しては、固より我賢明なる要路の機宜の選擇に據らざる可らずと雖、吾人の最も熱望する所のものは、平常時に於ける外交に全力を注ぎ、常に一貫充實せる力を用ひて先づ既得權侵害の事實明なる鐵道並行線問題並に我同胞發展の基本たるべき土地問題及居住營業其他山積せる幾多の重要外交懸案に對して個々に解決の實を擧ぐべし。同時に我が根本〔18頁〕策に背馳する支那側の行動に對しては、一々事實上の牽制を加へつゝ以て着々最後の大目標に到達すべきなり。若し夫れ現時の大動亂が我が滿蒙の特殊地位を根抵〔27〕より覆し、我存立を脅かすが如き重大事態を發生するの時ありとせば、正に是れ吾人の根本策を一擧にして解決すべき絶好の機會ならんか。

昭和二年六月

在奉天

時局研究會

〔頁〕

参 考 資 料

〔頁：無記〕

〔1頁〕

滿 蒙 經 濟 概 觀 (大正十五年)

一 面積及人口

	面 積	人 口	1方里人口
	方里	人	人
奉 天 省	15,151	13,470,000	890
吉 林 省	13,605	6,420,000	470
黑 龍 江 省	35,497	3,550,000	100
東部内蒙古	10,168	4,360,000	380
計	47,421	27,800,000	平均 370

南北滿在住日本内地人數 約18萬8千人

同 朝 鮮 人 約90萬 人

二 將來收容シ得ベキ人口ノ豫想

全地域ガ現在奉天省ト同一密度ニ達スル時 6630萬人

現在朝鮮ト同一密度ニ達スル時 1億150萬人

三 耕地及可耕未墾地ノ面積

耕地 (三省884萬, 東蒙149萬)	1千33萬町歩
可耕未墾地	1千萬町歩
計	2千33萬町歩
全面積ニ對スル既墾及可耕未墾地面積ノ比率	100分ノ17.6

[2頁]

#### 四 年々開墾セラルル面積及他省ヨリ移住ノ人口

交通發達ノ爲近年開墾増進シ年々開墾面積 20萬町歩乃至30萬町歩

開墾ハ一部洲内増殖ノ農民ノ手ニテ行ハレ一部ハ山東及關内地方ヨリ移住ノ農民ニ依リテ行ハル

最近數年間毎年境外ヨリ移住スル人口 約3千萬人

#### 五 主要農産物年産額

高粱、大豆、粟、麥、其他穀類年産 約9千萬石  
内

現在消費量 約6千萬石

輸出可能量 約3千萬石

#### 六 水田

面積 4萬8900町歩

此産米量 (125萬石) 玄米 50萬石

水田可耕地 60萬町歩

(或八百萬町歩ト推算シ我ハ二百萬町歩ト稱スレドモ現在ノ状態ニテ水利其他  
ニ考ヘ1反歩開田費金10圓以下20圓以下40圓以下ノ3種ニ分チ其計60萬町歩  
ト計算シ此産米豫想量ヲ1反歩1石ト見レバ玄米6百萬石トナリ1反歩1石7  
斗ト見レバ1千20萬石トナル)

#### 七 畜産

馬 210萬頭

牛 130萬頭

羊 250萬頭

[3頁]

豚 700萬頭

畜産品輸出年額 1470萬圓

#### 八 林業

森林地面積 1243萬町歩

材積 44億6千萬石

#### 九 鑛産

一石炭

炭坑數	50余坑
推定埋藏量	30億噸
(撫順8億、新邱及附近一帯11億、其他11億)	
最近3年平均年産額(骸炭共)	656滿噸
二 銑 鐵	
最近3年平均年産額	12萬8千噸
三 金	
南北滿及東蒙ニ於ケル金鑛砂金鑛産額	35箇所 未詳
一〇 鐵 道	
既成鐵道(大正十五年七月現在)	
南滿洲、東支、京奉、四洮、吉長、洮昂諸線及其支線 並ニ北滿鐵山鐵道、森林鐵道各線延長	3369哩
[4頁]	
輕便鐵道 溪城、廓兒溝、齊昂、天圖、掬開諸線延長	213哩
未成鐵道	
吉會、開會、吉海、長洮、洮熱、洮齋、賓黑、金福、奉海 三扶、榆依、對黑、錦洮、海吉、巴達、赤綏、京熱、洮索 延依、白亦、貔安、開朝、金義、鐵法、伊公、蒙古橫斷 密海、十三、扶石、小扶、吉敦、長扶諸線豫定	8074哩
臨海、錦瓊、呼敏、延琿、營蓋、臨安、蒙古橫斷	未詳
一一 貿 易	
輸 入 (大正十四年)	4億9034萬圓
輸 出 (全 上)	6億3756萬圓
輸 出 超 過	2億4722萬圓
輸出入合計	11億2790萬圓
(武器 阿片 其他密輸入品額未詳ナレドモ莫大ノ額ナル筈)	
一二 日滿貿易	
日 本 ヨ リ 輸 入 (大正十四年)	1億8180萬圓
日 本 ヘ 輸 出 (全 上)	2億0440萬圓
輸 出 超 過	2260萬圓
一三 日本ノ投資額	
滿鐵事業 鐵道借款 一般事業	約10億圓

[5頁]

十四 支那官憲ノ政治ニ一任シテ八實現ノ見込無ク殊ニ軍閥官憲ハ寧口之ヲ

破壊シ荒廢ニ歸セシムルノ恐レアリ日本ガ政治ニ干與シテ始[マ]メテ整備ヲ期シ得ベキ諸施設

- 一 財 政 ノ 整 備
  - 二 通貨及度量衡制度ノ完備
  - 三 鐵道其他交通機關ク[マ]整備
  - 四 鑛 山 開 發
  - 五 造 林
  - 六 水利事業 水田開拓
  - 七 農 産 畜 産 ノ 改 良
  - 八 其他産業開發ニ關スル公施設
- 一五 土地經營ノ價值、土地權利問題解決ノ急務
- 一 現在ノ情况[マ]ニテ耕地價格 1 反歩平均金 30 圓位ナレドモ地價八年々上騰スルコト
  - 二 未墾地時價平均 1 反歩金 1 圓位ナレドモ平地ナル故少額ノ開墾費ニテ熟田トナリ其差利多キコト
  - 三 鐵道開通ニ因ル産物增收地價騰昂ノ率甚ダ高キコト
  - 四 農産畜産改良、耕作法改良其他改良ノ餘地多キコト
  - 五 水田可耕地ハ現狀ニテ開田費反當 40 圓以下ノモノ 60 萬町歩ト概算スレドモ將來鐵道、道路、水利其他ノ施設完成ト耕作法進歩ニ伴ヒ更ニ之レニ幾倍スル可能地存在スルコト

上記種々ノ点ヨリ資本的企業ノ對象トシテ土地ハ最モ有望ナルト共ニ朝鮮人及日本農民ノ移住進展ノ爲メ並ニ農産、畜産、鑛産、加工工業經營ノ爲メニ之ガ根本的權利問題ノ解決[マ]ハ燒[マ]眉ノ急務ナリ

[翻刻終り]

## 第2部 翻刻者あとがき

### 目次

1. 端緒
2. 割出
3. 符合
4. 詮索
5. 真意
6. 補足
7. 結語

この第2部では、使用漢字は原則として常用漢字のみにとどめた。したがって、本冊子その他の資料中の常用漢字以外の文字も原則として然るべき常用漢字に置き換えた。また、下線は全て笹川が施したものである。

### 1. 端緒

#### 《翻刻の動機》

ここに私（笹川）が所持する小冊子を翻刻した。

この冊子は、日本主導で東三省の保境安民の実現を図る積極策を採るべきことを説いており、しかも、田中義一内閣の下で東方会議の開催されたのと同じ月の昭和2年6月付けで印行されている。著者名は「在奉天」の「時局研究会」となっているが、管見の限りでは、この「時局研究会」という名称は、奉天がらみでは他に使用例が見当たらないので、おそらく仮名ないし仮称の類であろう（ただし、その点はのちほど再度考える）。

この冊子は、「我国力を加へて満蒙に永遠の平和と繁栄郷とを建設する」というスローガンを文中に大書し（14頁。3頁にもほぼ同文あり）また、「満蒙独立論に非ず」とし、「主権は依然支那に存」するものとの建前は崩さず、「東三省のみを劃して」、日本に「外交軍事、並びに重要な内政」に関する発言権を与えるべきことを説いている（15頁）。これは満蒙に対する「支那」の名目的な主権を認めるとする（重要な）相違を除けば、後に創られる満洲国を彷彿とさせる描像であるといえよう<sup>(1)</sup>。しかも、このようなありようを、「王道主義に照らして何等悖る処」なしと言い切る（15頁）。こうした点だけをとってみても、本文書に興味を覚える研究者もあるのではなかろうか。

私は主として日本国憲法成立史を研究している者であり、この文書に関わる分野については専門知識をもっていない。しかし、たまたま入手したこの冊子の著者ないし素性に興味を覚えたので、ここに翻刻してその点につき識者の教示を得たいと考えた次第である。

この冊子は、「時局研究会」が著者であるような体裁をとっているが、文中に、「吾人は在支二十余年来の実査と体験に基き、しかじかのことを「提唱するものなり。」という表現があつて(3頁)、唯一人の人物によって書かれたことが読みとれる書き方になっている<sup>(2)</sup>。

私は、その人物、すなわち、この文書の本当の著者と言える人物は時の奉天総領事、戦後首相となる吉田茂ではないかと推測している。そこでこの見立ての当否およびこの冊子の出自につき出来るだけ多くの専門家たちに尋ねてみたいと思うに至った。しかし、それを問うのに、単にこれを翻刻するだけで漫然と専門家によるその出自の解明を待っていても、当の専門家たちがただちにそれに応じてくれるとは限らないであろう。そこで、本文書を本誌上に翻刻のうえ、それに加えて、吉田茂奉天総領事がこの文書の実の著者(主たる執筆者)であったのではないかと私が考える理由を率直に開陳してみることにした。もとより素人談義の域を出るものではないが、いくらかは専門研究者を刺激し、この文書に関心を向けさせることはできるのではないかと期待している。

現在、私はこの冊子を2部所持している。最初のもは4年ほど前に入手し、1年ほど前に更にもう1部入手した。また、同一の冊子が財団法人東洋文庫にも1部所蔵されている。このことからしても、本冊子は稀覯冊子といったものではないようである。もしもこの冊子が注目されることになれば、この3部以外にも現存するものが更に見つかる可能性がある。その中には配付者や著者について記したものもあるかもしれない。

おそらく、研究者の中にも、この冊子を既に所持し、あるいは東洋文庫その他で眼を通した方もおられるであろう。それゆえ、この冊子に論及した研究も既にあるのかも知れないし、翻刻などもなされているのかも知れない。管見の限りではそのような研究や翻刻などは見当らなかったが、文字通り管見の限りであるから、見落していないとは断言し得ない。ただ、本冊子の筆者が吉田茂であるとする説はこれまで世に出ていないと考えておそらく間違いなからう<sup>(3)</sup>。

## 《書誌的情報の整理》

まず、本冊子の書誌的な情報を整理しておこう。

所在：現時点で所在の確認できるもの3部：私の手許に2部。財団法人東洋文庫に1部。

旧蔵者：東洋文庫所蔵のものは井上準之助旧蔵(表紙裏右肩に「井上準之助蔵書」の蔵書票貼付)。私所有のうち1冊は常安弘道旧蔵。もう1冊は旧蔵者不明。

体裁：菊判(縦260mm×横186mm)。上質紙に活版で印刷。表紙を除く内側の紙は12葉。本論18頁+「参考資料」と記した中表紙+5頁。〔この冊子は菊判の活版印刷のものであり、菊判という体裁からして、並の時局パンフレットとは別格であることを意識して造られたことが窺えよう。〕

奥附：ナン。本文最後の頁である18頁5行目に「昭和二年六月 在奉天」、6行目に、(5行目の「在奉天」の「奉」の字の頭からやや下がったところから)大きめの活字で「時局研究会」との記載。これが著者名に該ると解される。

「厳秘」印：3部いずれにも縦18.5mm×横16mmの長方形の枠に囲まれた「厳秘」の文字の朱印が押されている。油染みがなく、高級な印泥が使われているものと思われる。

#### 《旧蔵者についての補足》

東洋文庫にある本冊子は井上準之助旧蔵のものである<sup>(4)</sup>。この冊子は著者から井上に贈られたものである可能性が高いであろう<sup>(5)</sup>。

私が所持する2部を含め、本冊子は3部いずれにも、表紙右上の箇所に同一の「厳秘」の朱印が押されている。つまり、この冊子は作成・配付元の方で「厳秘」印を押されてから配付されたことになる。ということは、その配付先は慎重に選ばれたと推測される。

井上はこの年の5月10日に2度目の日銀総裁に就任している。財政金融問題が満蒙の最重要懸案の1つであることはいまでもないから、井上が本冊子を贈呈する要路者のリスト中であっても不思議ではない<sup>(6)</sup>。また、井上は日本IPR（太平洋問題調査会）初代理事長でもあり、モルガン財閥とも太いパイプをもつ知米派の代表的人物であった。英米両国との連携のもとに強力な対支積極策をとることを求める本文書の内容からすると、政財界における知米派の有力人物であるという点からも井上に本冊子が贈られる十分な理由があったといえよう。

私の所持するもののうち、1部は残念ながら旧蔵者不明であるが、もう1部は、盧溝橋事件のスクープで知られる朝日新聞記者、常安弘通が旧蔵していたものであることが（入手先から得たヒントにより）判明した。彼がこの冊子を手に入れたのは、印行された当時ではありえず、おそらく昭和10年代になってからのことと思われるが、常安記者がわざわざ日本にまでこの冊子を持ち帰っているのも、この冊子に月並みのパンフレットとは違う重要性があると認めたからではなかろうか<sup>(7)</sup>。

#### 《執筆者についての私見》

この文書の執筆者等に関する私の取りあえずの見立ては次のようなものである：

この文書は、基本的には吉田が自ら執筆した文書である。この文書は、奉天総領事の吉田茂が自説である対満蒙積極策の全体像とその論拠を包括的に述べたもので、吉田自身のイニシアティブで5月27日から29日にかけて奉天で開かれた在満領事官会議及びその関連会議に相前後して執筆されたものであり、その主たる目的は、6月末に開催が予定されていた東方会議に向けて、要路のうちに自分が抱懐する対満積極策への理解者を広めることにあったと解される。本冊子の作成にあたっては、万一にも吉田が執筆者としての責任を追及されたりすることのないように十分な配慮がなされたと思われる。主張内容の伝達ができれば十分である、という割り切りが吉田になれば、このような冊子は作られなかったに違いない。なお、この冊子の作成にあたっては、信頼できる協力者がいたはずで、その人物が、吉田が執筆した原文に手を入れた可能性が高いように思われる。

以上が、私の見立てである。以下では、これを「吉田執筆説」と呼ぶことにしたい。協力者による加筆の可能性はあるにしても、吉田が執筆した趣旨は損ねていないと考えるからである。その加筆可能性については6で検討する。なお、「説」といっても素人による仮説に過ぎないことはすでに断った通りである。

## 2. 割出

次のようなプロファイリングをかけてみた結果、私は本冊子の執筆者が吉田であるとの結論に達した。

【奉天中心】 「在奉天」という表記以外にも、参考資料の「将来収容シ得るベキ人口ノ予想」に、「全地域ガ現在奉天省ト同一密度ニ達スル時」(1頁)と、奉天中心のものが使われていることから見ても、この冊子を企画・執筆した者は奉天と特別な関わりをもつ人物であることは疑いないであろう。

【政策関与者】 今後の政策目標や将来予測も資料中に示されている。こうした書き方は、政策に関わるものの書く文書特有のものではなかろうか。

【在野の一般人が著したとは思われない】 在野の一般人がこのような国策に付いての提言をするとしても、このような将来予測のデータを付けるということはふつうはしないであろう。また、このような意見書をわざわざ自らの名前を伏せて実在しない組織名を付して自費出版するというのも通常は考えにくい。内容から見ても、特定の人物や機関を名指して批判する匿名の怪文書とは性格が異なる。このような形態の文書が意義をもつのは、匿名でも「要路」で参照される可能性があり、政策形成過程に直接、間接に影響をもつ可能性が期待できる場合に限られよう。それは、この冊子の配付者自身が、そのような政策形成過程に関わる者が、そうした者たちに接近可能な立場にあった人物であることを意味しよう。

【公的機関関係】 この冊子は、予め「厳秘」の印を捺した上で配付されたものである<sup>(8)</sup>。

このような内容の文書を匿名で執筆・配付する人物がいて、「厳秘」印を押すことを必要とする奉天に在る機関・組織は極めて限られよう。奉天総領事館がその唯一とまで言わぬまでも最有力の候補であることは間違いなかろう。なお、カタカナではなく、ひらがなが使われているが、これは公文書ではないので意識的にそうしたのであろう。ちなみに、後で取上げる吉田の「対滿政策私見」もひらがな書きである。

【軍人や政治家が書いたものではない】 満洲の治安維持の具体的方策といった、軍人や政治家なら当然に強い関心をもつ問題には考察を加えていない。もっぱら、外政上の達成目標とその正当化に関心が注がれている。政党については、「政党に於ても徒に對内政争を事とし、緊切なる對滿蒙問題の如き久しく顧みられざりしこと。」(5頁)と一括りにして断罪している。「多年外務省と陸軍との間に行はれたる二重外交の宿弊」(5頁)の指摘も、外務省側に立っての陸軍批判と解される<sup>(9)</sup>。

【援張路線を批判】 「東三省を挙げて一軍閥の野望の犠牲たらしむの行動を容認し云々」(6頁)と張作霖との協調路線を強い口調で批判している点も、関東軍や関東庁の中枢にいる者が書いたものとは考えにくい。

【満鉄本位を批判】 「半ば営利会社なる満鉄に対して、滿蒙経営の集中万能主義を採り。其結果一般の国民的発展の方策が多く閑却せられた」(5頁)と、満鉄に対してもシビアな

評価をしており、満鉄関係者が書いたとも考えにくい。

【四頭政治を批判】 「出先に於て不統一なる三頭乃至四頭政治の弊」を第一に挙げ、三頭乃至四頭政治を批判しながら、その出先の一頭に該る総領事館には一言の言及もない。知られるように、三頭乃至四頭政治の弊は、多くの者が批判したが、特に、吉田ら対支外交の現場にある者たちが強く批判するところであった<sup>(10)</sup>。

【平時外交に焦点】 本文書は満蒙問題に関する対支外交姿勢を論じた外政論の書といつてよい。「吾人の最も熱望する所のものは、平常時に於ける外交に全力を注ぐことにあると明言する通り(17頁)、中心的関心は外交にある。ことに、平時外交に関し、これまでの素人ばりの日本外交を痛烈に批判するところは、外交のプロとしての自負がうかがえる。「国際間の条約上の権利なるものは、現実に之を支持する力の有無強弱如何に依りて、直に其権利の実体内容に消長を来すものなり。」(13頁)とか、「満蒙に於ける我特殊権なるものは、吾人の見解としては有形無形に頗る広汎深厚なる範囲に迄拡張せられ得べき性質のものなるが、其反面には亦極めて抽象的な性質を帯ぶ。故に従来の如く顕然たる条約〔約〕の侵害さへ実力を以てこれを支持する能はずんば、其特殊権なるものは、世界の外交舞台上に自然消滅を見るに至るべし。」(13-14頁)といった断言は外交に一家言を有する者、いわば外交通ないし外交のプロを自認する者でなければなかなか言えなからう。そうした人物が書いた可能性が高いのである。奉天に關係の深い外交のプロとなれば、何よりもまず奉天総領事館にいる人物が思い浮かぶのは当然であろう。しかるに、支那外交の元締めである奉天総領事館および奉天総領事に向けた批判はない。「隠さばなお顕る」とはこのことである。

【不干涉外交の対極】 「対支外交の一重要方針と称せらるゝ所謂不干涉主義なるものも、対策実行上常に其肯綮に当らず」(9頁)と述べているが、本冊子には、外務省内でも幣原に代表される一派の方針<sup>(11)</sup>とは相対立する立場にある主張に満ちていることは縷説するまでもなからう<sup>(12)</sup>。

【総領事の圏域】 かくして、文書の出所は、奉天総領事館に絞られるように思われるが、総領事館員が総領事の吉田に無断で書いたものとは考えられない。当時、奉天総領事館にいた外交官の数は意外と少なく、通訳を入れても僅々十数名である<sup>(13)</sup>。その中に、このような、吉田執筆を窺わせるような冊子を「在奉天」の「時局研究会」の名で吉田に無断で印行しようとする者は他にはなかったに違いない。

吉田がこのような冊子を著すとすれば、奉天総領事という立場上、匿名にする必要があったに違いない。内容が内容だけに、どのような批判を受けることになるかも知れないのだから当然であろう。そもそも、この手の冊子は、いくら「厳秘」印を押して配付しようとも、意図せぬ者の手中に渡る可能性を封じきれものではない。「敢て憂国諸賢の高教を請ふ。」(3頁)ことを意図して印行された冊子と、ごく内輪の回覧しか想定されていない後述の「対満政策私見」などとは同断に論ずるわけにはいかない。

【首脳者たちとの接触】 この執筆者は、言葉通りなら、「東三省の主脳者並に要路中に第一項記述せる日本と満蒙との關係の重大性を諒解容認する一人の達識者なし。」(11頁)といった決めつけをもって、「現在東三省主脳者多年來の態度を指摘」(12頁)することので

きる人物ということになる。そうした首脳者たちをよく識りもせぬ者がかく言えば法螺になろう。「多年來」といえるかどうかは別として、吉田がこの当時東三省首脳者たちと精力的に面会を重ねていたことは間違いなく、彼ならその点、及第であろう。

【在支二十余年を自認】 なお、既に述べたように、文中には、「吾人は在支二十余年来の実査と体験に基き云々」(3頁)という表現があって、この文書は実は一人の人物によって書かれたということが示唆されている。吉田は初めての中国への赴任からこの昭和2年でちょうど満20年目を迎えており、このような(やや誇張した)表現を使ってもおかしくはない<sup>(14)</sup>。この時点では、彼以外の領事館員に「在支二十餘年」の経歴を誇れる人物はいない<sup>(15)</sup>。もっとも、後掲6で論ずるように、これがもっぱら吉田自身を指すものとして文中に残されたとは断じきれないので、この記述を著者絞込の論拠にあげることは控えたい。ここでは、単に、この記述は吉田が主執筆者であることを否定するものではない、ということとどめておきたい。

### 3. 符合

ここで、本冊子の記述で、吉田が書いたとすれば、さもありなると思えるような、「いかにも吉田に似つかわしい言説」を3点ほど挙げてみたい。

#### 《英米との協調》

本文書では、根本的解決策を実行するにあたって前提となること(「用意」)を3点挙げているが、その第1点目は、「英米との協調、就中大局上利害の最も接近せる英国との間に十分なる諒解提携を遂ぐること。」である(17頁)。知られる通り、日本の大陸政策遂行には英国との協調が絶対不可欠であるということは戦前の吉田の不動の信念というべきものであった<sup>(16)</sup>。吉田を措いて、当時の「在奉天」の何人が、このように、英国の諒解を得たうえで、「国家の全力を挙げて先づ既得権の支持を完ふし、進んで条約に明文なき範囲に迄現実に我がインテレストを扶殖し、堂々と列強の前に名実相伴ふ特殊権の拡張を期する」こと(14頁)を提唱し得たであろうか。

#### 《鉄道問題への姿勢》

本冊子には鉄道問題への論及が諸処に見られ、少々分かりにくい。しかし、それを、鉄道並行線問題に対する政策と、鉄道延長問題に対する政策とに分けてみると、そこに吉田が一貫して主張した政策が明瞭に表れる。

本冊子は、「満鉄の培養線延長政策と、並に其政策遂行に当りて採りたる手段は、必ずしも我遠大なる国策に伴わぬ、とする(9頁)。なぜか。それは、(日本人が南満洲で商工業用の建物の間接又は農業を営むために土地を借り受ける権利たる)「商租権」などが、実際には画餅に帰しているために、作った先から、「鉄道延長に因る新開拓地の投資利益は悉く支那人のために優先領有せられつゝあるからだ(同頁)。すなわち、「邦人發展上第一義たるべき土地商租、並に内地居住権の如き重大なる条約上の権利は、悉く支那側の拒否を被り、鉄道沿線を一步踏み出しては、何等の事業を営むを得ず、在留邦人の生業は悉く行詰り、所謂特殊権なるものは殆んど

空文に帰せんとするの危機に臨みつゝある(13頁)という次第であった<sup>(17)</sup>。このように、「擁護せれるべき利権が既に十分に侵犯せられ」ているのに(10頁)、その点の手当てをしないで鉄道延長をしても無駄である。「商租問題の如き重大なる利権は、寧ろ鉄道延長に先にして之が解決を計り、以て邦人発展の基礎を築かざるべからざるに拘らず、其実際は鉄道政策の犠牲に供せられるの観」がある(9頁)というわけである。

これに対し、支那側が敷設している満鉄並行線は、明らかな条約違反(既得権侵害)なので、「充実せる力を用ひ」、「一々事実上の牽制を加へ」ることが大切である(17-18頁)というのが本冊子の著者の主張である。すなわち、言う：

「吾人の最も熱望する所のものは、平常時に於ける外交に全力を注ぎ、常に一貫充実せる力を用ひて先づ既得権侵害の事実明なる鉄道並行線問題並に我同胞発展の基本たるべき土地問題及居住営業其他山積せる幾多の重要外交懸案に対して個々に解決の実を挙げべし。同時に我が根本策に背馳する支那側の行動に対しては、一々事実上の牽制を加へつゝ以て着々最後の大目標に到達すべきなり。」(17-18頁)

これはまさに、吉田総領事が力説してやまなかった主張そのものである<sup>(18)</sup>。

ちょうど昭和2年6月頃から、吉田は安東領事館帽児山分館設置問題と、京奉線遮断問題に強行策を採ることを政府に強硬に迫り、その際、しきりに張作霖あるいは支那側の「反省を促がす」べきことを主張するようになる<sup>(19)</sup>。

すなわち、昭和2年6月12日の田中義一兼摂外相に宛てた電報にいう：

「我此際ノ措置トシテハ寧ろ分館問題ヲ打通線、海吉線抗議ニ結付ケ近時奉天官憲カ我ニ対スル各種ノ不都合ナル態度ニ就キ反省ノ実ヲ示サスハ京奉線ノ我奉天鉄道付属地通過ヲ差止メ皇姑屯及瀋陽駅トノ直接連絡路ヲ撤退スヘキ旨本官ヨリ幕省長ヘ口頭申聞ケ場合ニ依リテハ駐屯軍及満鉄ト協議シソノ実行ノ準備ニ取掛ルコトト致度ク年来我対支態度ノ不徹底ナリシ結果奉天官憲側ハ狎テ我ノ恐れヘキヲ知ラス今ニシテ彼等ノ十分ナル反省ヲ促スハ彼等自身ノ利益ニモ非ス(中略)此際京奉線ト奉天城並ニソノ兵工廠トノ連絡ヲ断タルルノ危険ヲ感知セシムルハソノ覺醒ヲ促スニ劣少クシテ効果大ナルヘク依テ以テ彼我關係一新ノ端生スベク...」<sup>(20)</sup>

### 《「支那民族性」蔑視》

本冊子で際立っているのは、本論全体に漲る、「支那民族性」に対する露骨な嫌悪と侮蔑の念であろう。支那民族の本質を「極端なる個人的利己主義」と決めつけ、罵詈雑言の限りを尽くす一節(7頁)はいささか常軌を逸しているようにすら思われる。「時局研究会」が聞いて呆れるほど個人的な感情丸出しである。この著者は、日々、激しい嫌悪の情を抱きながら「支那」の人間たちと接し続けることで堪えきれないほどのストレスを溜めてきたのであろう。吉田が、彼を悩ませ続ける張作霖を生理的に受け付けず、蛇蝎の如く忌み嫌っていたことはよく知られているが<sup>(21)</sup>、この文章を書いたのが吉田だとすれば、このような異常なまでの嫌悪感の吐露も(臨床心

理学的意味において)理解できる。むろん、これは、吉田でなければ吐けない言辞であるというわけではないが。

## 4. 詮索

以上のことから、本冊子の執筆者は吉田であるとの私の「心証」は動かし難いのであるが、吉田が執筆したと考えた場合に、まだ検討しなければならない問題が幾つか残っている。それを取りあげてみたい。

### 《配付の証憑・証言の不在》

この冊子を吉田はどのように配付したのであろうか。一々手渡ししたのであろうか。東方会議参加者ならそれも可能であったろう。しかし、もし、井上準之助に渡したのであれば、書状を添えて贈呈した可能性が高いであろう。そうした書状が1通も発見されていないのはなぜか。また、吉田がこうした冊子を書いたという証言や噂が今日、記録に残っていないとしたらなぜなのか(もちろん、そういう記録が残っていないとは断じ得ないが)。おそらく、吉田は、この冊子を配付するにあたり、自分が書いたことは決して言わなかったであろう。たとえば、「最近このような冊子入手したが、私もほとんど同意見だから、ぜひ参考にしてもらいたい。」といった口上を述べて相手に渡せば、吉田が自説を冊子にまとめたといった証言が残っていても格別不思議ではなからう。また、吉田からの送付状の類が残っていないのは、この時期の吉田の書翰・書状の類で現在残っているものが僅かしかない以上、これもさほど不思議ではないと言えるのではなからうか。

### 《表記および語彙》

吉田は「干係」の漢字表記を好んで用いている。しかし、本冊子では、もっぱら「関係」の語が(12回も)使われている。これは意識的書直しか、あるいは書いたのが吉田でない証拠であろうかと、多少気になる点である。しかし、実は、吉田も「関係」を用いている場合があるので、このことは吉田が書いたことを疑う根拠にはならない<sup>(22)</sup>。もちろん、はじめは「干係」としていたのを、後で、この癖のある表記を避け、意識的に「関係」に直した可能性はある。

これに対し、吉田が他で実際に用いている事が確認できるが、当時としても一般には余り使用例を見ないが表記が本冊子中に若干あり、その方が興味深い。「ソビエトロシア」(10頁)の「ソビエト」および「焼眉の急務」(参考資料5頁)の「焼眉」がそれである<sup>(23)</sup>。そのような、吉田以外にはめったに見受けられないような表記が揃えば、吉田執筆説に幾らか有利な「心証」となり得よう。他方、吉田好みの語彙や言葉癖などがあっても、同時代にある程度流通しているものは、幾ら枚挙しても本冊子が吉田執筆であることを証するものとならないことはいうまでもない<sup>(24)</sup>。とりあえずは、表記や語彙の点からからは吉田執筆説と「矛盾はない」ということがいえれば十分であろう。そうした矛盾は見当たらないように思われる。

## 《文体》

本冊子の文章と、昭和3年4月付の「吉田茂 記」と明記された「対満政策私見」の文章とを比較すると、内容上の類似点は十分に大きいのであるが<sup>(25)</sup>、それにもかかわらず、一部の文体がかなり違うように思われる。本冊子の方が修飾語が多く、しばしば、冗長に過ぎるような感じがする。しかし、これは、「対満政策私見」が公用文に準じたスタイルで簡潔を旨として書かれたのに対し<sup>(26)</sup>、本冊子の方はそのように肩肘を張ることなく伸び伸びと書き上げたことによる違いとしてひとまず説明できよう。たとえば、「支那民族性」に関する一段などは、吉田の日頃の思いの丈を吐露したものである。そのように、本冊子では吉田の思うところを存分に綴ったものであったため、「対満政策私見」や本省宛の電文のごとき公用文の文章のような簡潔な文体とは自ずと違う文体になったという説明が可能である。

吉田にしては文章にやや生硬なところがあるような印象も受けるが、あくまでも印象にとどまる。吉田の文章になじんでいる人なら直感的に彼の文章なのか否か見当がつくかもしれないが、そうでない者には、文体から本冊子が吉田の書いたものでないと断定するのは至難であろう。もっとも、この点は後述する補筆者の問題にもかかわる。

## 5. 真意

本冊子は、「満蒙問題の根本的解決策に関する考察」を表題とする。では、本冊子が提示する根本的解決策とはいかなるものなのか。最終的に満蒙をどのようなものにしたいというのか、そのためにどのような手段・方策をとるべきだとするのか。はたして当時（昭和2年6月）吉田がそのような見解をとっていた可能性はあるのだろうか。以下ではそれらの点につき検討する。この検討にあたっては、「最終目標」と「目的達成の手段」を区別することが大事である。

### 《最終目標》

本冊子は、満蒙をどのようなものにすべきだと考えているのか。「満蒙問題の根本的解決」の先にある、「最終目標」ないし「根本目標」はいかなるものか。この点をまずはっきりさせなければならぬ。この点については、次の一文が最も明解である。すなわち：

「我国家民生百年の大計の為に堅実なる対支諸方策樹立の基本たるべきものは、結局歴史的に深甚の根柢を有する満蒙の地を觀念上截然支那本部より分別し、我国家の存立自衛の必要と、数億に上る支那民生の福祉と、兼ねて亦東亜恒久の平和とを確保せんとするところに存すと謂ふべし。」(3頁)

つまり、「満蒙の地を觀念上截然支那本部より分別」することが、最終目標ということになる。それは、「我国家の存立自衛の必要と、数億に上る支那民生の福祉と、兼ねて亦東亜恒久の平和とを確保」するという目的達成のために必要な目標ということになる。このうち、日本にとって最も重要な目的は日本国家の存立自衛ということになる（これがなぜ、「支那」〔注意、「満蒙」

ではない)の民生の福祉に繋がるかは本冊子では説明はない。別の箇所では、「其根本目標は、専ら我国家の存立と東洋の平和維持とに存すといふべし。」(16頁)とある。とまれ、日本国家の存立自衛のためには、満蒙を支那本部から分別することが不可欠だとされる。なお、この分別は「觀念上」のものだとされているが、これは考えてみればおかしな表現である。領土主権という觀念レベルでは東三省を支那本部から切り離すことはできないが、保境安民の空間という觀念レベルでは分別される。その東三省の「真の保境安民」の実質を確保することが最終目標なのだから(14頁)その意味では、「実質的」な分別(分離)であり、しかし、同時に、その東三省の「凡ゆる經濟資源」は日本に徹底的に解放されるべきであるというのであるから(同頁)「保境」の「境」はその意味では境界の性格を失っている。「保境」というと閉ざされた空間のごときニュアンスがあるが、それはあくまでも「支那本部」に対してのいわば「偏面的保境安民」にすぎない。やはり、「日本による満蒙の実質的保護領化」とでもいうべきものが最終目的であるというのが最も適切であろう。ただし、名目的な主権(領土のタイトル)は支那にあるという点で、満蒙独立論ではないと述べている点には留意しておきたい。後に見る通り、この点は、東方会議で吉田が強調したことでもある。

本冊子は、「我對支策の理想としては、支那をして一日も早く国家的統一と独立を完成せしめ、日本の恒久なる協力提携を計り之を基調として欧米圧迫侵略に対抗し、東洋永遠の平和を維持せんとするにあらんも」(2頁)、それは実現可能性の見えない理想に過ぎず、「日支連盟」などは「砂上の樓閣」(3頁)だと断言している。「他日支那が完全に統一革政せられ、支那自身の力を以て能く此地域の平和と繁榮と並に邦人の福利とが確保せらるゝに至るを俟つて、始めて日本は自発的に其支持の手を収むるも可なりとするものなり。」(16頁)と、そのような時が来れば、いわば施政権返還もありうるようなことを言っているが、そのような時期が来るとは信じていないことは明白である。

従って、本冊子の筆者の念頭にあるのは、上述のような意味での「日本による満蒙の実質的保護領化」という最終目標だけであり、それを基に、「我国家民生百年の大計の爲めに堅実なる對支諸方策」(6頁)を樹立すべきだというのが、本冊子の基本とする考え方ということになる。

### 《達成手段》

では、「日本による満蒙の実質的保護領化」という最終目標はどのような方策により、これを達成すべきであるのか。

私見では、この点について本冊子の根本にある考えを述べているのは、「国家の存亡を賭したる二大戦役の結果に基き、日本が満蒙の平和と保全とに対して有する特殊の發言權乃至支持權は、我存立上の緊切なる事実たると同時に亦至高なる国家的權威なり。」(4頁)という一文である。私は、この一文に本冊子を貫く基本的思考が凝縮されており、「至高なる国家的權威」という言葉こそ、本冊子の主張を正確に理解する鍵となるものだと考える。

日本のもつ特殊な権利が「至高なる国家的權威」であるというのは、「権利」が「權威」であるというのであるから、カテゴリーの不整合があるといえよう。韜晦なところのほとんどない本冊子の文章の中で、ここだけが極めて分かりにくい表現になっている。このように日本語として不自然な言葉遣いは、往々、書き手が自分の念頭にある外国語を無理に日本語に置き換えた場合

に見受けられるものである。私見では、この「至高なる国家的権威」もまさにそれで、この語はいわゆる「レーゾン・デタ」(la raison d'Etat)を自己流で言換えたものであって、ここではそれを「国家の力行の源泉」、「国家発展の礎」といったニュアンスで使っているのだと思う。すなわち、この一文は、平易に言うと、「日本が日清日露の両戦役で国家存亡を賭けて獲得した、満蒙の平和と保全につき容喙し、あるいはそれを支えるための特殊な(条約上の)権利は、それが日本の存立にとって実際に不可欠というだけではなく、また、日本国家の力行の至高の源泉、国家発展の礎でもある。」ということになる。日本国家を支え発展させる原動力ないしその正当性の根拠はこの特殊権にあるということである。日本の国家発展はこの特殊権を維持し拡張するその延長線上にあるのだということ(また、それゆえに、その正道を外れ、剥き出しの力でこれを達成しようとしてはならないということ)、これが本冊子が説かんとした最も根本的な主張であると思われる。

このように理解すれば、本冊子にある次の言は、素直に耳に入るであろう。

「今日日本の最も急務とす処のものは、根本的に合理的の大目標を樹立し、国家の全力を挙げて先づ既得権の支持を完ふし、進んで条約に明文なき範囲に迄現実に我がインテレストを扶殖し、堂々と列強の前に名実相伴ふ特殊権の拡張を期するに在り。吾人は其根本目標として、『我国力を加へて満蒙に永遠の平和と繁栄郷とを建設する』の積極案を提議主張するものなり」(14頁)

つまり、「日本による満蒙の実質的保護領化」という最終目標を達成する足掛かりは、日本に条約上認められた満蒙に対する特殊権だということになる。ただし、その既得権を守り抜き、「列強の前に名実相伴ふ特殊権の拡張を期する」には、「国家の全力」を動員することが必要なのである。「満蒙の平和と秩序の維持に関して、我当然の発言権を平常に於て機宜に行使するの用意を欠」いたり(6頁)、「特殊地域に対する特殊の発言と行動とを怠」る(11頁)ようであってはならない。特殊権に支えられた実力の行使と実力の行使に支えられた特殊権の拡張、この権利と実力のコンビネーションなくしては根本目標は達成できない、というのである。

「...満蒙に於ける我特殊権なるものは、吾人の見解としては有形無形に頗る広汎深厚なる範囲に迄拡張せられ得べき性質のものなるが、其半面には亦極めて抽象的な性質を帯ぶ。故に従来の如く顯然たる条〔約〕の侵害さへ実力を以てこれを支持する能はずんば、其特殊権なるものは、世界の外交舞台上に自然消滅を見るに至るべし。」(13-14頁)

そして言う、

「此根本策遂行の時機、順序、方法等に関しては、固より我賢明なる要路の機宜の選択に抛らざる可らずと雖、吾人の最も熱望する所のものは、平常時に於ける外交に全力を注ぎ、常に一貫充塞せる力を用ひて先づ既得権侵害の事実明なる鉄道並行

線問題並に我同胞発展の基本たるべき土地問題及居住営業其他山積せる幾多の重要外交懸案に對して個々に解決の実を擧ぐべし。同時に我が根本策に背馳する支那側の行動に對しては、一々事実上の牽制を加へつゝ以て着々最後の大目標に到達すべきなり。」(17-18頁)

もっとも、この満蒙に特殊権をもつ日本の立場が根底から覆されようことがあれば、そうも言ってもらえない。本冊子の本論は次のように結ばれている。

「若し夫れ現時の大動乱が我が満蒙の特殊地位を根〔柢〕より覆し、我存立を脅かすが如き重大事態を発生するの時ありとせば、正に是れ吾人の根本策を一挙にして解決すべき絶好の機会ならんか。」(18頁)

だからといって、これこそが本冊子(あるいは吉田)の本音であり、特殊権を足掛かりにするといったことは方便にすぎない、と解するのは間違いである。このような大動乱による重大事態が発生しない限りは、こつこつと地道な対応を重ねることが大切なのである。重ねて引いておこう：

「...根本策に背馳する支那側の行動に對しては、一々事実上の牽制を加へつゝ以て着々最後の大目標に到達すべきなり。」(17-18頁)

それゆえ、もしも本冊子の執筆者が吉田であるとすれば、昭和2年に吉田の行おうとしたのは、単に、張作霖や中国政權に満蒙の既得權益を護らせるようにするための一時的な警告、窺宥にとどまるものではなく、その先に、「満蒙に〔日本のためになる〕永遠の平和と繁栄の理想郷を建設する」という「最後の大目標」、「根本目標」の達成を見据えていたと解される<sup>(27)</sup>。

### 《王道主義》

ところで、この冊子には「王道主義」なる言葉が出てくる。この言葉が日本主導の保境安民策を提唱する時論の中で使われていることは興味深い<sup>(28)</sup>。本冊子が王道主義を語る文脈は明確である。すなわち、本冊子の提唱する「根本的積極策」が実を結べば、「東三省三千万の民生は軍閥多年の虐政より免るる」ことになるのだから、「之を支那古聖人の王道主義に照して何等悖る處なし」という趣旨である(16頁)。つまり、ここでは、王道主義は、民生を秕政から解放し、安寧愉快(楽土)を保障する者なら誰であれ(異民族たる日本人であっても)支配権をもつ正当性を有するというを正当化するイデオロギーとして持ち出されているのである<sup>(29)</sup>。

それゆえに、それに続き、「彼の満洲族康熙大帝が能く異民族を以てして漢民族に君臨し、三百年大平の基を築きたる前例は以て宜く我大陸経綸の鑑となすべし。」と言って憚らないわけである<sup>(30)</sup>。

もっとも、同時に、王道主義は、聖人が認めるものなのだから、王権を握る手段においても「王道」たる実を備えていなければならないのである。霸道は許されない。その側面も無視して

はならないであろう。

### 《蜂谷輝雄の証言》

吉田総領事時代の在奉天総領事館のナンバー・ツーであった蜂谷輝雄領事は、この当時の吉田の考えをよく知る人物であったと思われる<sup>(31)</sup>。彼は5月末の領事官会議にも出席している。書記役であったろう。

その蜂谷が、吉田の国葬から2週間後（昭和42年11月14日）に催された吉田茂追悼会（当時、蜂谷72歳）の追憶談で次のように語っている（2-3頁）：

「吉田さんが奉天の総領事になられましたのは、大正十四年でありまして（中略）...赴任に当たり秘かに期するものがある如く、森格外務政務次官その他外務省当局との間に、満蒙経営に関する極めて遠大なる具体策を打ち樹てられ、之を携えて赴任されたのであります。」

「遠大なる具体策」という言い方はいささかヘンである。「遠大なる目標を見据えた具体策」ということであろう。では、その遠大なる目標は何であったのだろうか。それを知る手掛かりが、下記の書き残したの中にある。すなわち、蜂谷は、80歳近くになってから「対満外交の一断面」と題する回想を書いているが、その中で下記のごとく述べているのである。惜しむらくは晩年の回想であるため、時間的経緯などの記憶に多少の混乱はあるが<sup>(32)</sup>、この点に関する限り、蜂谷の証言には傾聴に値するものがあるように思われるので、要部を掲記しておこう<sup>(33)</sup>。

「...〔吉田総領事が直面していた諸懸案は〕奉天の懸案たる奉天票の問題や商租権問題、銷場税の賦課、帽児山領事館分館の設置に対する中国側の反対、盛京時報に対する圧迫、或は満鉄との並行線の問題等であり、〔吉田総領事は〕これ等の諸懸案を解決し、真に日本と満洲との特殊事情を基盤としての保境安民の根本政策を樹立する事を要望したものである。幸にして先方が我が方の要望を容るるなら我が方としても中国側の施策に積極的に協力すべきも、そうでなければ、我が方として更に第二第三の方策を講ぜざるを得ないとの極めて強い態度を以て臨んだ。」（64-65頁）

「当時吉田総領事の満洲問題に対する考え方は、東三省に対する我が国の特殊權益それは日露戦争以来長年に亘り、所謂日本国民の生命線に関するものであるが故に、時の張作霖政権の慈悲や情に依って維持保有されるべき筋合のものであってはならない、堂々と天下に向かって主張すべきものである。と云っても満洲は中国の領土であり、中国主権の及ぶ所であって、日本が独占すべき性質のものではない。故に中国国民と相協調する事に依ってその真の発展を期すべく、かの対支二十一ヶ条の如き強制に依って獲得する事があってはならぬと云う極めて公正妥当なものであった。」（65頁）

「...吉田総領事としては、我国の対満蒙政策の基調としての東三省保境安民政策は、日満両民族の永遠の発展[?]施策されなければならぬ事であり、かつこれは飽く迄中国の領土主権は尊重して大義名分に基づくものである以上、徒らに時の政権の一擧一笑にこだわる筋合のものではなく、堂々と天下に訴え得るものであると考えておられ、あたかも例えば英国の印度政策にせよ、米国の中南米政策にせよ、何時も現地住民等の満足する事どおりには行かなかつたという寧ろ客観的情勢を判断して遣るべき事をやったと考えるべきであろう。」(66頁)

主旨を重ねて示すまでもなく、この蜂谷の理解する吉田総領事の対満蒙の基本方策と、先に私が本冊子の本旨として析出した内容とは大筋で一致すると言ってよいだろう。蜂谷には、吉田が奉天総領事に赴任の当初からこうした考えをもっていたという記憶があるのだろう。その点は幾らか割引かなければならないが、少なくとも、昭和2年になってから吉田が次々と講じた具体策の背景に「日本と満洲との特殊事情を基盤としての保境安民の根本政策を樹立する」という目標があったという理解は揺るぐ余地はないことになる。

なお、これを書く際に蜂谷が本冊子を参考にした可能性はかなり高いように思われるが、それによって、蜂谷の証言のもつ価値は増しこそすれ、決して減ずるものではない<sup>(34)</sup>。もし蜂谷が参照していたのであれば、本冊子の執筆者が吉田であるという説にとっては決定的な意味をもつことになるであろう。蜂谷の遺品の行方が知りたいところである。

なお、結論だけ述べるが、みすず書房の『現代史資料7 満洲事变』に収録されている「対満政策私論」(昭和2年11月29日付)と「満蒙対策私論」(昭和3年1月付)はいずれも蜂谷が執筆したものだと思われる<sup>(35)</sup>。同資料集の編者による「資料解説」では、2篇とも「総領事館の一員(氏名不詳)が書いた」とするが、前者は蜂谷が奉天総領事館のNo.2であった時に(しかも吉田が「引籠」っていた時期に)、後者は吉田が奉天を去って、蜂谷が総領事代理として、総領事館のNo.1であった時に書いたものに違いない<sup>(36)</sup>。

#### 《東方会議記録との異同》

本冊子は、吉田が東方会議出席のために日本に旅立つよりも前に執筆・印行したものであろうというのが私の見立てである。吉田執筆説を主張するのなら、この東方会議に関する外務省外交記録から窺える吉田の見解と本冊子の主張内容との異同を検討してみなければならないであろう。6月29日の東方会議の席上で示された吉田総領事の意見で満蒙問題に関わるのは、主に次の箇所である<sup>(37)</sup>。全文掲載のうえ、検討してみたい。

「(2) 我満蒙発展ヲ一張作霖政権ノ好意ニ倚リ実現セシムトスル政策ハ不可ナリ租借地、鉄道、付属行政権、駐兵権、鉱山其ノ他条約上諸種ノ権利ヲ有スル日本ノ満州ニ於ケル力ハ爾ク微弱ナルモノニ非ス従来ノ我政策ハ兎ニ角之ヲ忘レテ張ノ好意ヲ買ハムトスル余リ却テ張作霖ニ乗セラレ目的ヲ達セサリシ傾アリ

- (3) 尤モ我ニ於テ満州ニ於ケル強キ地位ヲ恃ミ之ヲ濫用スルハ不可ナリ我方トシテハ 満蒙發展ハ支那ノ領土内ニテ行フモノナルヲ以テ支那ノ主權ハ尊重スヘキモノナル事並 支那国民運動ノ将来ニ付充分留意ノ上
- (イ) 我要求ハ何処迄モ合理的ニシテ世界ニ公言シテ憚ラサルモノトシテ以テ嘗テ二十一ヶ条要求カ列国ヨリ排他利己的ナリトノ非難ヲ受ケ支那ニ得タルモノヲ華府ニテ放棄セル如キ失敗ヲ繰返ササル事肝要ナリ又
- (ロ) 之カ達成ノ方法トシテハ強力ニ依ル事ナク支那側ヲシテ日本ノ要望カ正当ニシテ且支那ノ為ニモ利益ナル事即日支共存共栄ノ所以ナル事ヲ悟ラシムル事肝要ナリ

而シテ之カ具体策ニ付テハ此ノ際政府トシテ慎重考究ノ要アリト思考ス」

(2)の「日本ノ満州ニ於ケルカハ爾ク微弱ナルモノニ非ス」ということは本冊子ではそのようなかたちでは言及されていないが、既に見た通り、満蒙に対してもつ特殊権が力の源泉だという本冊子の考えからすれば、まさに、potentialとしての力は十分大きいわけであるから、彼此相通ずるといってよい。「満蒙の平和と秩序の維持に関して、我当然の発言権を平常に於て機宜に行使用するの用意を欠」いていること(6頁)が「対策上の誤謬」とされているのも、そうした考えを表している。

(3)の 支那の領土主権の尊重は、本冊子も「主権は依然支那に存し、中央に隷属する」(15頁)と明言している(ほとんど実質を伴わない、名目的なものであろう)。

この主権尊重は、(イ)で言うように、「我要求ハ何処迄モ合理的ニシテ世界ニ公言シテ憚ラサルモノトシ」なければならないという立場から言われているわけであるから、ここでも彼此に顕著な違いはない。意見書にいう「合理的」ということの意味も、満蒙を「最も合理的なる特殊保護地と為さんとする」(15頁)という際の「合理的」と同じだとみてよからう。

の「支那国民運動ノ将来ニ付充分留意」せよということ、一見すると、支那民族性を蔑視する本冊子の著者の心持ちとマッチしないようにも見えるが、建設的なパワーであるとはみなさなくとも、日本の權益に対し無視し難い破壊的存在として警戒することは十分にあり得るのであるから、小冊子の著者は時局をめぐる会議でこのようなことは言わないはずだとはいえないであろう。

問題は、(ロ)の「之カ達成ノ方法トシテハ強力ニ依ル事ナク」ということの意味である。

ここで吉田が言っている「強力」とは何か。これを、「強制力」一般と解するわけにはいかない。吉田が、「何処迄モ合理的ニシテ世界ニ公言シテ憚ラサル」要求を実現するための正当な実力行使も駄目だなどと言うはずはなからう。ここで吉田が言ったとされる「強力」は、力の濫用、すなわち、「世界ニ公言シテ憚ラサル」正当性に支えられていない強引な力の行使、のことであろう。世界(列国)によって支持されるような力の行使までも否定するものではなく、そのような正当な力を背景に、日本の要求を呑むのがやむを得ないと悟らせることが肝要だ、と述べたのだと解すべきである。そうであれば、本冊子とこの発言との間にも格別相容れない点があるわけではないことになる<sup>(38)</sup>。

## 6. 補足

### 《5月末の領事官会議》

吉田は、5月27日から29日にかけて自分が主宰して奉天で在満領事官たちの会議を開いている<sup>(39)</sup>。本冊子を吉田が書いたのではないかと考える以上、この領事官会議に眼を向けてみる必要があるだろう。

この領事官会議には、吉田は、事前に、「満蒙及支那ニ対スル方針及腹案」を用意して臨んでいる。本冊子の基になった原稿はその時既に概ね出来上がっていたであろう。ただし、「時局研究会」名で6月付けで印行されていることから考えると、この3日間の会議で出た議論なども一部盛り込んだ可能性もないとはいいきれないであろう<sup>(40)</sup>。

なお、この領事官会議では、各種の問題にある程度の諒解がなされたようであるが、例えば鉄道問題に関して、それは必ずしも本冊子で(吉田により)主張されている通りのものではなかったと思われる<sup>(41)</sup>。本冊子は、あくまでも、「吾人」一人の見解なのである。

なお、そうである以上、「在奉天」の「時局研究会」という名称が、僅かな関係者しか知らないこの領事官会議を暗示し、本冊子の見解がその会議で諒解を得たものであるかのように読み手を誤導するために採用されたのだとするのはいささか穿ち過ぎた解釈ということになる<sup>(42)</sup>。

### 《補筆者の存在可能性》

さまざまな観点からの検討を加えても、本冊子の文章は「基本的に」吉田が書いたという私の見立ては揺るがない。しかしながら、私は、おそらく補筆者がいたのであると推測している。その点につき論じておきたい。なお、ここにいう「補筆者」は吉田の文章に加筆した者の意である。代筆者(ゴーストライター)ではない。また、参考資料を調べたり、浄書や印行、配付のために吉田を手伝った協力者がいたことは疑いないが、補筆者の有無の問題はそれとは区別すべきものである。

私が、吉田以外の者によって加筆がなされたのではないかとみているのは、特に、「第一項」に先立つ冒頭3頁にわたる部分と、本論16頁の末尾、「是れ即ち自ら救ひ兼て他を救ふ所以にして、真に親善の楔子と稱すべく共存共栄の実現たるべし。是れ東洋最高倫理の支持にして、之を支那古聖人の王道主義に照して何等悖る処なく、同時に我皇国の大道の海外宣布にして、亦実大和民族最大の使命に外ならず。彼の満洲族康熙大帝が能く異民族を以てして漢民族に君臨し、三百年大平の基を築きたる前例は以て宜く我大陸経綸の鑑となすべし。」という箇所である。十分な確信をもって言うことはできないのであるが、このような美文調の文章や大仰な文章は、簡潔を好む吉田らしくないような気がする。こうした文飾は原文への大幅な加筆のかたちで補筆者によって施されたと考えた方が私には納得がいく。「満蒙に永遠の平和と繁榮郷とを建設する」といった大仰なスローガンも吉田ではなく補筆者が考えたコピーのように思われる。ただし、このような筆致の違いといったものはたぶん主観的なものであり、これをもって補筆者がいたと断ずるわけにはいかない。しかし、補筆がなされた可能性があるとするれば、補筆が必要になった事情はいかなるものか、考えてみなければならない。それについては、私は次のようなシナリオ

を想像する。

既にみた通り、5月末の領事官会議には、吉田は事前に「満蒙及支那二対スル方針及腹案」を用意して会議に臨んでいる。その「方針及腹案」には文書になったものがあったに違いない<sup>(43)</sup>。恐らく、それは本冊子本論第一項以下の箇条書きを主としたものに近いものであったろう。もちろん、その文書は、本冊子のように匿名にして要路に配るというコンセプトのもとで書かれたものでなかった。それを、たとえば天羽あたりから奨められて、急遽、匿名の冊子にして、来たる東方会議の地固めのために要路に配ることにしたのではないか、というのが私の推測したシナリオである。

その匿名文書に書き換えるにあたっては、まず、吉田自身が冒頭の前書きにあたる部分や結びなども追加し、また、支那民族性に関する一節(6-7頁)にみられるように、箇条書きの部分にも大幅な加筆をしたと思われる。冊子にするには、ある程度の分量が必要であるから加筆が必要であった。参考資料も厚みを加えるために追加されたのかも知れない<sup>(44)</sup>。この吉田の下書は、まだ、「研究会」名で印行される予定にはなっていなかったと考えられる<sup>(45)</sup>。その吉田自身が書いた下書に、更に別の者が筆を加えたために、上記のような美文調の文章と、箇条書の一部に、報告レジュメのような簡潔な文章が混在する不思議な体裁の文書が出来上がったのではなかろうか。その補筆者の加筆を経て原稿が完成してから、それを「時局研究会」名で出すことにしたために、一人の匿名の著者が書いたことを示唆する「吾人は在支二十余年来云々」の記述が残ったのであろう。補筆者がいたとすれば、そのことを考慮に入れて、「研究会」名にする変更をしたとしてもおかしくはない。その際、常々奉天の料亭あたりでその補筆者と時局を語っていることをもって「在奉天」の「時局研究会」と洒落てみたのかも知れない。この名称は、単純に「領事官会議」と結び付けて考えるよりも、補筆者の参加を念頭において採用されたと考えた方がよさそうな気がする。

吉田自身、このような匿名のパンフレットは書いた経験がなかったろうから、然るべき人物がいたら、自らの文章に推敲・加筆をすることを依頼してもおかしくはない。上京の準備に忙しかったであろう吉田には十分な推敲を加える時間的余裕もなかったろう。では、補筆者がいたとしたら、それは誰であろうか。推測の上に推測を重ねることになるが、敢えてその候補を挙げるとすれば、菊池傲霜庵こと菊池貞二になろう<sup>(46)</sup>。菊池は、奉天で発刊されていた漢字紙「盛京時報」の主筆で名文家として知られていた。吉田は菊池と肝胆相照らす仲であり、その交遊は生涯にわたった。吉田は岳父牧野伸顕夫妻の墓地に建てた墓碑の撰文(ないしその推敲)を菊池に依頼している<sup>(47)</sup>。活版印刷の設備は総領事館にはなかったと思われるが、盛京時報社にはむしろその設備があった(日本語の書籍も印刷、出版している)。吉田が信頼し、文章の推敲と印刷をあわせ頼める人物として菊池ほどうってつけの者は他には見当たらない。「満蒙に永遠の平和と繁栄郷とを建設する」といったコピーも、新聞人なら容易に考え出せたであろう。

なお、補筆がなされた可能性があるとするれば、個々の表現における吉田のオリジナリティーは軽々には言いえないことになる。しかし、補筆はあくまでも吉田が書いた原文の趣旨を損なわない限りでなされたろうし、仮に修正があったとしても吉田がそれを受け容れたわけであるから、たといそのような補筆があったとしても、本冊子がこの時期の吉田の満蒙問題に関する基本的考えを知ることのできる貴重な史料であることに変わりはない。ただ、本冊子を史料として利用す

るときには、そのような補筆の可能性をひとまず念頭においておくことも必要ではないかと思われる。

## 7. 結語

以上、吉田執筆説を述べてみた。専門外であることに甘えて、いささか緊張感に欠ける論述も多々あったやに思う。なにとぞお宥しいたきたい。

もとより、このように自分の見立てに適う諸点を並べ立てても、それだけで、吉田が本文書を執筆したということを論証したことにはならないことは私といえども十分承知している。その点、柴田紳一教授の次の警告は本件に関してもまさに肯綮に中るものといえる。

「歴史上の重要人物の、しかも重要な時期に出された著書は、言うまでもなく歴史を探る上での貴重な手掛かりとなる。しかし、それが匿名による出版であるならば、著者の特定は慎重に行われるべきであろう。」<sup>(48)</sup>

「慎重に」ではまだ足りない。「慎重なうえにも慎重に」と言いたい。私の知らない別の人物あるいは人物たちが本冊子を著した可能性は論理上塞がれていない。私の論じたところには誤解や知識不足からくる誤りも少なからずあろうかと思う。専門家が決定的な反証となる知識を持ち合わせていることも十分に考えられる。

しかし、吉田がこの文書の執筆者であるかも知れないという可能性が幾らかでもあるとすれば、その可能性は十分検討に値するであろう。検討の結果、私の吉田執筆説が謬っていることが判明しても、その検討の過程で新たな知見が得られれば、それもまた歓迎すべきことといえる。heuristic な仮説の役割とはもともとそのようなものである

たとい卑説が間違っているにせよ、これほどまでに吉田との暗合のある本冊子が存在することじたい興味ある事実といわねばなるまい。東方会議の行われたその同じ月に、吉田奉天総領事の膝元で、東三省の保境安民のための「積極策」を説く、少なからず吉田との暗合のある文書が冊子として印刷に付され、おそらくは幾らかは実際に要路に配られたであろうということだけでも、この冊子を単なる素性知れずの怪文書の類として研究の対象とせずに放置しておくのはもったいない。それゆえ、この冊子を翻刻して誰でも容易に利用できるかたちにしておくことは、それだけでも十分な意義があるように思う。

これを機に、多方面の専門研究者による本格的な検討が行われることを期待したい。

\* \* \* \* \*

最後に断りを一つ： 既に再三述べた通り、この「翻刻者あとがき」は、専門外の者(=私)が、たまたま所持している本冊子につき、(補筆者がいる可能性を留保したうえで)その執筆者は吉田茂ではないかという「見立て」とその根拠を提示して、その見立て(吉田執筆仮説)の当否を専門家たちに問うことを目的として書いたものであるから、その点について然るべき専門家

の見解も出ないうちから、この「翻刻者あとがき」を半端読みし、本冊子の筆者ないし執筆者を吉田だと断定して何ごとかを言いなすようなことは、どなたも決してなさらないでいただきたい。専門家による厳正な史料批判を欠いたまま資料を勝手解釈し、怪しい「史実」を語り、独断と偏見に満ちた史論を展開する「歴史ロングリング」が横行することを日頃苦々しく思っている者としては（本稿こそがそうしたものの典型だと評されることなきよう切に祈ると同時に）本稿がそうしたことに手を貸すことにならぬよう、重ねて念を押す次第である。

## 注

- (1) 「満蒙」や「満洲国」および「支那」は、その語の政治的問題性を明らかにするために一々鉤括弧（「」）を付して使うべきだと考える研究者も少なからずいるようである。しかし、私は、思案の末、当該用語についてのメタ議論をするときなど、特にその単語をハイライトするとき以外は原則としてこれを省略することにした。なお、たとえば、本冊子中の「支那民族」なるものは、意味分析を行った場合にどのような外延をもつものなのか、はっきりとは分かりかねる。そうしたことから、第2部でもこの表現は資料引用の場合にとどまらず、地の文でもそのまま用いることにした。戦前、「満蒙」は「支那」に属さずとする主張が声高に主張されるにつれて、中華民国や中国人が、「支那」という呼称の使用に一段と強く反発するようになったのは至極当然のことであろう（何為民「近代日本の『支那』『満蒙』呼称」新潟大学「現代社会文化研究」39〔2007年7月〕1-16参照〔この論文はインターネット上で公開されている〕）。なお、「支那」の語について考えるときには、「支那の呼称を避けることに関する件」という、昭和21年6月に日本の外務省が東京都下の主要新聞社あてに出した送り文書は必見である（この文書は、今日、国立公文書館のデジタルアーカイブその他から容易に参照できる）。
- (2) 「吾人は」と書き始めながら、いったん、「と謂ふべし。」と結んでから、次の文で、「提唱するものなり。」とあるので、文に若干乱れがあるが、本文のように言うことは許されよう。
- (3) 私がそう推測するのは、これまで研究者によって書かれた吉田の伝記の類に本冊子への論及が見当らないこと、及び、本冊子が吉田の著作だということになれば、佐藤元英教授を初めとする東方会議に関する代表的研究でも取り上げられているはずであるが、それが見当らないこと、の2点を主たる根拠とする。これに対し、吉田奉天総領事の著作であるとの認識がなき限り、佐藤教授の如く東方会議の政策決定過程に焦点をあてた研究では、たとい、本冊子の存在自体が学界周知のことであっても、論及がなされていなくともおかしくはない。そうした「私的文書」にまで視野におさめる広義の「思想史」に属する研究で満洲に関わるものとして私が緋いたのは、山室信一『キメラ 満洲国の肖像（増補版）』（中公新書、2004年）ほか、ごく僅かなものととどまる。また、雑誌論文などはほとんどチェックしていない。それゆえ、私には、吉田茂が本冊子を執筆したという説はまだ学界では論じられていないようだ、というさして確実でない推測をするのがせいじっぱいである。
- (4) 該冊子は、準之助が兇弾に斃れた後、昭和11年になってから子息、井上四郎氏より東洋文庫に寄贈された多数の準之助旧蔵書の中に含まれていたものである。表紙に貼られた東洋文庫の分類票には「禁閲覽」とペンで書込まれているが、本文で述べた通り、この冊子には「厳秘」の印が押されていたので、東洋文庫では閲覧禁止にしていたに過ぎないのであろう。内容に格別問題ありと判断してのことではあるまい。同文庫の井上旧蔵書の中には、これ以外にも、「満洲」、「満蒙」、「支那」に関する小冊子が少なからずあるが、私が見た他の数冊に関する限り、そうした「禁閲覽」の記載はなかった。井上準之助は同文庫の設立に尽力した初代理事長である。同文庫に寄贈された井上旧蔵書の目録は『東洋文庫十五年史』（財団法人東洋文庫、1939年）735頁以下にある。
- (5) 同じく東洋文庫の井上旧蔵書中にある「昭和三年四月／奉天軍閥の排日的不法行為／全満日本人大会」という冊子の表紙には、鉛筆で「江氏寄贈」と書かれている。井上のもとに集まった満蒙、支那関係のこうした冊子は、井上が自分から蒐集したというよりも、このように、寄贈されたものが多かったのではなからうか。しかし、井上蔵書中に在ったからといって、必ずや著者から井上に直接贈られたに違いないと断定するのは早計であろう。その点からも本冊子の所在の一層の発掘が望まれる。

- (6) 田中内閣の組閣構想には、当初、外相には財界からという考えから、真っ先に井上の名があがったと言われている(田中義一伝記刊行会 編、『田中義一伝記』[同刊行会、1957-1960年；復刻版：原書房、1981年]下、566-7頁〔頁付けは復刻版に依る〕参照)。しかし、田中は人命を拝した時には、既に外相を兼摂することを決めていたということである(柴田紳一「田中義一内閣の対中国政策と昭和天皇」『昭和期の皇室と政治外交』[原書房、1995年]1-30頁、4頁)。
- (7) この冊子に記載された刊行時点(昭和2年6月)では常安はまだ早稲田大学哲学科の学生であったが、翌年大阪朝日新聞に入社し、大陸勤務となっている。その地であって、昭和12年7月7日の盧溝橋事件を現場に一番乗りして9日の朝日新聞夕刊の1面を飾るスクープをものにすることで一躍花形記者の仲間入りをした。常安がこの冊子を、刊行当時(彼がまだ早大生だった時)に入手した可能性はない。昭和19年に朝日新聞の奉天支局長になっているが、その後、抑留され昭和21年になってから帰国しているので、その際にこの冊子を持ち帰ったはずもない。常安は昭和14年に帰国して昭和17年3月までは内地勤務だったようなので、この昭和14年の帰国の際に持ち帰った可能性が高いように思われる。ちなみに、彼はその帰国にあたって奉天に立ち寄り、大学の後輩の永田正義朝日新聞奉天支局長と会っているので、その時に同氏から本冊子を貰い受けたことも考えられよう。以上、常安については常安弘通『今や昔：常安弘通遺稿集』(唐津：常安義子〔私家版〕、1991年)に拠る。
- (8) 外務省の場合は、「厳秘」は、正式の機関決定でない非公式の文書に使われている用例があるが、それに限られるのか否かは私は確認できていない。この点につき、識者の教示を得たい。
- (9) 外務省編『日本外交文書』昭和期 第一部第一巻(昭和二年)』〔以下、単に、『外交文書』と略記〕資料第179：昭和2年9月30日在奉天吉田総領事より田中外務大臣宛(電報)第313号「...我方ノ足並乱レ硬軟両論ヲモ生シ終ニ二重三重外交ヲ生ス滿蒙懸案及排日問題ニ関シ支那側力本庄、松井二色々斡旋ヲ依頼シ鉄道問題ニ付キテ松岡二会谈ヲ希望スル等悉ク其例ナリ...兎玉閣東長官ニハ...各種ノ情報ヲ供給シ来タルル処昨今屢々滿蒙關係外交ヲ論シテ其筋へ意見ヲ電稟スルル処アリ右ノ如キハ閣東長官ノ権限外ノ行為ナルカ如シスノ如クシテ内外ノ事態ハ帝国外交ノ体系ヲ乱サムトスルノ傾向ヲ生シツツアルヤニ思ハル官紀上宜シカラサルノミナラス二重三重ノ外交ヲ生シ結局ニ於テ我外交上ノ損失ニ歸スヘキ虞アルヲ以テ帝国外交ノ体系ハ飽迄モ之ヲ維持シ対支交渉ニ於テモ外務官吏ヲ以テ徹底的ニ其中心ト為シ政府諸機関ハ之ヲ補助シ若ハ其指導監督ノ下ニ局部専門ノ事項ニ就テノミ交渉ノ任ニ当ルコトニ就テハ申迄モナキ儀乍ラ陸軍及滿鉄側ニ於テ心得違ナキ様適宜示達相成様天羽書記官退京前二御詮議ヲ乞フ」(260-1頁)
- (10) 「満洲における外務出先の総元締が奉天総領事である。(中略)。奉天総領事の任務の特異な難しさは、.....日本の満洲における機関の分立、いわゆる三頭政治ないしは四頭政治にあった。」(馬場明「解説」林久治郎『満洲事変と奉天総領事：林久治郎遺稿』[原書房、1978年]154頁)。
- (11) これを「不干渉主義」と規定するのが学問上適切なもの否かは私は関知しない。しかし、たとえば、吉田の盟友、天羽英二は、後年(昭和30年)の新聞連載の回想記で、「幣原外交はいうなれば内政不干渉、無抵抗主義であった。」と記している(天羽英二「小さきあしあと」『天羽英二日記・資料集第5巻(資料篇)』〔以下、「小さきあしあと」として引用〕1104頁)。
- (12) ちなみに、吉田の立場は明確であった。「惟フ南北軍其ノ何レカ政権ヲ握ルモ暴政依然タルヘク治術ノ欠クルニ於テ選フ処ナルヘシ從テ南北妥協ニ望ミヲ囑シ若ハ彼等カ為ス儘ニ放任シテ支那ノ治平ヲ求ムルハ遂ニ空望タルヘク寧口進テ支那治平ノ為ニ干渉ヲナスノ可ナルヲ信ス」前掲〔注9〕『外交文書』(172頁)資料第179：昭和2年6月(10)日・在奉天吉田総領事より田中外務大臣宛(電報)第161号(極秘)。
- (13) 『外務省年鑑(昭和二年七月編)』の外務大臣官房人事録に拠ると、当時の奉天総領事館の官員は：総領事(1等官)吉田茂；領事(5等官1級)蜂谷輝雄、同(5等官2級)内田五郎〔未就任〕、同(6等官2級)前田治之助〔=司法官関係〕；副領事(6等官1級)河野清、同(7等官3級)八ヶ代義則〔=司法官関係〕〔以上、勅任官、以下、判任官〕書記生・松浦興ほか7名、未着任1名；通訳生・林川俊のみである。未着任2名と領事裁判担当者2名、判任官の書記生と通訳生を除くと、勅任官の外交官は吉田総領事、蜂谷領事、河野副領事しかいなかった。年齢は、昭和2年6月1日時点で、吉田48歳、蜂谷31歳、河野43歳である。文官高等試験外交科合格者は、吉田(第15回、明治39年)と蜂谷(第28回、大

正8年)のみで、河野は東亜同文書院を出て、外務省留学生、外務書記生というコースで、通訳のペテランと思われる。どうみても、吉田に隠れてこのような冊子を作成・配付できる人物は奉天総領事館の館員には見当たらないのである。

- (14) 吉田自身、往年を回顧し、次のように言う。「私の外務省でのスタートは、明治四十年(一九〇七年)奉天総領事館詰の領事館補であった。それから昭和三年(一九二八年)奉天総領事の任を解かれて帰国するまでの約二十年に亘る海外生活の大部分は、支那各地の領事、総領事で過ごし、その間の僅々数年をイタリー、イギリス、フランスで送ったに過ぎない。」(吉田茂『回想十年 第4巻』〔新潮社、1957年〕92頁)。ちなみに、吉田は昭和2年12月30日には奉天を離れ翌1月2日に帰京している(猪木正道『評伝吉田茂 上』〔読売新聞社、1978年〕366頁)。また、『外務省年鑑(昭和二年七月編)』に記された吉田の支那各地勤務の在任期間を全部足し合わせても、実は12年ほどにしかならない。しかし、吉田自身が、「約二十年に亘る海外生活の大部分は、支那各地の領事、総領事で過ごし」という印象をもっていたことは疑いない。
- (15) 副領事の河野清は、北京留学以来、2年弱の米国赴任期間を控除しなければ「在支19年」であるが、彼がこのような文書を執筆し、それに「吾人の云々」と書き入れたとは考え難い。
- (16) 昭和17年になっても、吉田は、「…英カ米ノ意ヲ迎フルニ急ニシテ極東權益保全ノ途ヲモ忘レ日米交渉ヲ米カナスカ儘ニ傍観シテ遂ニ多年盟邦タル我ヲ棄テ極東ヲ戦争ニ捲込ミタルハ、共ニ米英外交ノ失敗ナリ」と述べている(柴田紳一編『吉田茂書翰 追補』(吉田茂国際基金、2011年)〔以下、『吉田茂書翰・追補』として引用〕65頁〔小畑敏四郎宛〕)。
- (17) 商租権問題については、佐藤元英「船津辰一郎在奉天総領事による商租権施行細則交渉」同『近代日本の外交と軍事：權益擁護と侵略の構図』(吉川弘文館、2000年)136-161頁参照。「商租権は条約上に明記されながらも現実においては空権と化し、日中間に長年の懸案となり、その悪化は高じて、満蒙鉄道問題とともに『満蒙問題』の中心に位置付けられ、満州事件を誘発せしめる有力な遠因になった。」(同、157頁)
- (18) 並行線遮断問題に対する吉田の対応については、古典的論文、衛藤藩吉「京奉線遮断問題の外交過程 田中外交とその背景」同『衛藤藩吉著作集 第2巻 東アジア政治史研究』(東方書店、2004年)147-208頁のほか、佐藤元英『〔学生版〕昭和初期対中国政策の研究〔増補改訂新版〕：田中内閣の対満蒙政策』(原書房、2009年)158-168頁(「吉田総領事の奉天交渉」)を参照。
- (19) 本冊子は、「根本解決の用意」の第三として、「当面の相手国たる支那に対しては、其真の反省を促がす為には場合により一時支那全国を敵とするも亦不得已の覚悟を定むべきこと。」を「先決の重要覚悟」だと説く(17頁)。このように、「真の反省を促がす」ためには支那全国を敵とするもやむなしという覚悟の必要を説く本冊子と較べて、本文で引く6月(12)日の田中兼摂外相宛電報が示す「反省」の手段は余りにもソフトである。これはなぜであろうか。本冊子はやはり吉田が書いたものではないのだろうか。私は、この時点では吉田はこのような京奉線遮断の脅しで十分反省の効果がある、コストパフォーマンスを考えればそれが最善の策だ(「劣少クシテ効果大」と判断してそれを提唱したというにとどまり、反省を迫る手段が虚偽感しかないなどと考えていたわけではないと解する。「真の反省」(支那の聴従)に一時的な全面的軍事衝突(日中戦争)が必要であれば、それもやむを得ないというのが、上に引いた本冊子の見解と思われるが、私は、吉田もそれを否定していなかったが、ただ、「今」はそのような手段は必要ないと考えていただけであると思う(ただし、この点については、後掲注38も参照されたい)。なお、安東領事館分館設置問題については、芳井研一『環日本海地域社会の研究』(青木書店、2000年)第7章「安東領事館分館設置問題の波紋」(168-190頁)を参照。同書によると、6月20日に帰京した吉田は木村亜細亜局長らと会談、同分館を武力で開館することは控え、吉田帰任後に他の懸案とひっくるめて莫省長と交渉して開館を承諾させることを申合せている。「外務省は最終的に軍事力を使用しないことを条件に吉田の案に乗ったといえ、逆に吉田はその点のみで譲歩しつつ実際には提案をとおしたといえる。」(同180頁)
- (20) 前掲〔注9〕『外交文書』(95-96頁)資料第36：昭和2年6月(12)日・在奉天吉田総領事より田中外務大臣宛(電報)第165号。
- (21) 吉田の張作霖嫌いについての描写では、衛藤・前掲〔注18〕論文(162-3頁)が依然として最も印象深

い。しかし、吉田が、支那民族一般への嫌悪感をかくも増幅させた原因は張一人ではないはずである。いったいそれは何であったのだろうか。吉田の記名のある「対満政策私見」『現代史資料23 国家主義運動3』(みすず書房、1974年)243-5頁にも、「我上下を挙げて支那側の機嫌取りにのみ汲々たらしめ、遂に自屈に陥て自ら覚らざるに至れるのみならず、事大主義なる支那人をして徒らに驕傲ならしめつつあり。」という記述のあることは知られる通りである。

- (22) 吉田茂記念事業財団編『吉田茂書翰』(中央公論社、1994年)[以下、『吉田茂書翰』として引用]から拾うと、大正〔12〕年牧野伸顕宛(622、623頁)、昭和3年牧野伸顕宛(627頁)、昭和4年関屋貞三郎宛(361頁)、昭和〔27〕年松谷誠宛(706頁)など。
- (23) 「ソビエツト」ないし「ソビエツト」の表記はこの時期にはかなり珍しい。だが、吉田は戦後になってもこの表記を用いている(昭和36年:『吉田茂書翰』336頁)。また、吉田健一との対談記録でも「ソヴィエツト」と促音便の入った表記になっている(昭和31年8月の「大磯清談」吉田茂『大磯随想』〔東京白川書院、1983年〕216頁以下。なお、この対談の原稿には吉田がチェックしている〔昭和36年7月24日付吉田健一宛:『吉田茂書翰・追補』193頁〕)。「焼眉」の吉田による使用例も、やはり戦後の例であるが、次にある:「...宮内庁の大改革は唯単に皇室の御為のみならず日本の国家及大和民族の為誠に緊急焼眉の事に御座候」(昭和33年、加陽宮殿下侍者御中書状同封メモ:『吉田茂書翰・追補』99頁)。一般に使われているのは、「焦眉」、「燃眉」であるが、漢籍には「焼眉」も見える。なお、編者は、このメモは、吉田に向けて他の者が書いたものと解したようで、「第一に貴方様〔吉田茂〕の皇室に対する特別なご関係」と、文中の「貴方様」を吉田であるとする注記を施している。しかし、これは明らかに、「加陽宮殿下」(賀陽恒憲)を指すものである。従って、このメモ中の「焼眉」は吉田自身が書いたものということになる(つまり、このメモは、吉田が、宮内庁改革のために「加陽宮殿下」に宮内庁長官職を引き受けるよう要望した史料ということになる)。なお、本冊子の参考資料の「十四」、「一五」は内容から判断すると、基となった資料にはなく、本論を書いた者が付け加えたものと解される(「一四」ではなく、「十四」となっていることもその附加の証拠といえよう)。なお、『吉田茂書翰』の凡例では「吉田特有の表現は原文に従った。」として記している。だが、これは誤解を招きかねない説明で、適切には、「吉田のこだわりの窺える表記なので、そのまま(誤記の指摘や「ママ」を附記することなく)翻刻した。」とでもいうべきところであろう(新字体にしなかった、という意味でもない)。例えば、「切角」も『吉田茂書翰』の凡例で挙げられているが、書翰にみえる大半の用例は「折角」である。また、『吉田茂書翰』の凡例には、「干與」も挙げられているが、この「干與」は本冊子でも「十四」の箇所使われている。しかし、「干與」(干与)は「干係」とは違い、今でもしばしば使われる表記である。それゆえ、これをもって吉田が書いたとする傍証にはなりえない。なお、「干與」は『吉田茂書翰・追補』の凡例では例示には挙がっていない。使用語彙の傾向というのは、執筆者の目星をつけるときには決して無意味ではないが、特殊な場合(例えば、搜索対象内で1人しか使わない用字例)でない限り、決め手にはなりえないのである。なお、表記とは別に、吉田以外にめったに使われない語彙なども多数使われていれば、吉田執筆説にかなり有利な心証になろう。冒頭部分で使われている「深憂」などはそうした語彙の1つと言えるかもしれないが、残念ながら、本冊子にはその手の語彙は余り見当たらないようである。
- (24) 吉田が漢籍の素養深く(栗原健「吉田茂の漢学 その断片から」吉田茂記念事業団編『人間 吉田茂』〔中央公論社、1991年〕17-35頁)、日本で常用されているのと異なる漢語表記を頓着なく用いたことは知られる通りである。また、吉田は、「不得已」のような漢文式表記を文中に好んで使うが、そうしたものは、独り吉田にのみ見られるものではなく、当時はこのような漢文調の文章は少しも珍しくないのだから、そうした例を幾ら挙げたところで吉田が書いた証拠とならないことはいうまでもない。
- (25) 前掲〔注21〕「対満政策私論」は、たとえば、「従来対支政策頓挫の原因」として、「日支親善、共存共栄等の空言に捕はれ過ぎたること」や「対支国家機関の不統一」その他を挙げる(244頁)。しかし、吉田にしては、いささか張りのない文章に終始しているような印象を受ける。これまた、どれだけ彼自身で書いたのか、やや疑問を感じるところがある。気のせいだろうか。
- (26) 柴田紳一・前掲〔注6〕論文、13頁。同論文・注40は、吉田が、後年、この意見書は「獵官運動に使ったのだ」、と言ったということを紹介している。その分、吉田の本音は抑え気味になったであろう。な

- お、この文中では自分のことを「吉田総領事」と呼んでいる。
- (27) それゆえ、「実力を以てする要望の貫徹を措きて何等解決の途なきを如何せん。」(13頁)と言うが、その「実力」は、常に正当性に裏打ちされていなければならない、という考えが、本冊子にあることは見逃してはならないだろう。「合理的」や「王道主義」という言葉にはそういうニュアンスも込められているのだと思われる。
- (28) 「王道主義」は満洲国の統治理念を表す言葉となるが、この言葉がそこで採用されるに至るプロセスに関する従来の研究は、主として、満洲事変以後に焦点があてられ、それ以前については、孫文の王道論とその批判も含めて若干の先行例の存在は指摘されているものの、それらの意味するところはかなり漠然としたもので、具体的な統治のありようを正当化するようなものとしての用例はほとんど指摘されたことはなかったのではないかと思われる(駒込武『植民地帝国日本の文化統合』(岩波書店、1996年)第 章参照)。「奉天 満洲研究会」の『諸家王道の研究』〔満洲研究会叢書第3編〕(満洲研究会、1935年)を見て、「満洲国が王道をもって立国の精神」(1頁)としたことを踏まえて、「皇道」との対比を視野に入れながら(泥縄式に)その「本義」を明らかにしようと企画したもののようであるが、結局、古典の講釈でお茶を濁しただけである。なお、山室信一・前掲〔注3〕書、130-137頁も参照。
- (29) 佐藤元英・前掲〔注18〕書(100-107頁)が紹介する、斎藤恒閑東軍参謀長が昭和2年春に起草したとされる「支那救国策」には、「...其生民ヲ塗炭ノ苦ヨリ救済シ...王道ヲ全世界ニ宣布スル云々」という記述がある。この斎藤の「王道」も同様の文脈で使われている。附言すれば、本冊子は日本主導の保境安民のみならず、「文官総督の文治主義」(15頁)を求め、更に王道主義にも論及しているが、これは、満洲国建設に向けて于冲漢が関東軍司令官本庄繁に示したとされる絶対的保境安民主義、不養兵主義、王道主義とかなりの程度まで通ずるところがあるように思われる(「王道主義」の意味はともあれ)王 永江ないしその周辺人物が、すでに「王道主義」に相当する漢語を用いていたとしても、それが、本冊子の場合のように日本の「特殊保護地」(15頁)を正当化する文脈で使われていたのではないのではないかと思われるが、本当のところはどうであろうか。本冊子(ないし吉田あるいは後述の菊地貞二)と于冲漢や王永江とその周辺人物の主張との関連性などもあらためて掘り下げて検討してみる価値があるかも知れない。「于冲漢と保境安民・不養兵主義」については、山室信一・前掲〔注3〕書、82-91頁参照。王永江の「保境安民策」については、澁谷由里『漢奸』と英雄の満洲』93-97頁がある。同書145-161頁は于冲漢も取り上げている。また、満洲国史編集主任の藤川宥二氏の「保境安民派の巨頭 王永江と于冲漢」国際善隣協会編『満洲建国の夢と現実』(謙光社、1975年)71-81頁も参考になる。ちなみに、本冊子の中にも王永江の名が出てくるが(12頁)、当然ながら、吉田は王としばしば会っていた。なお、6月22日に開かれた、東方会議準備会議の満蒙特別委員会では、大正15年4月の対張警告が、対支二十一ヶ条要求と同様のものではないかとの質問が出たが、それに対し、出淵勝次事務次官、吉田総領事、木村鋭市亜細亜局長の3委員からの説明として、「本件警告八張自身ノ為東三省ノ保境安民産業開発諸政整理ノ頗ル必要ナルコトヲ友好的ニ忠告」したのであって、「我方ヨリ諸種ノ要求ヲ並列シ其受諾方ヲ迫リタルモノニ非ラサルヲ以テ二十一ヶ条要求ト八根本ニ於テ其趣旨ヲ異ニス」との旨の説明があったという(前掲〔注9〕『外交文書』14頁)。「保境安民」の登場過程についてはたいへん興味をそそられたが、詳しい研究に接することが出来なかった。先行研究があればご教示いただきたい。ついでにいえば、日本主導の保境安民を米国主導と置き換えれば、米国による安全保障と非武装ないし軽武装のもとでの民力涵養、経済発展志向になる。もしもこれを称して「吉田ドクトリン」というなら、そのプロトタイプは、吉田の奉天総領事時代にすでに用意されていたと言えるかもしれない。むしろ、本冊子の執筆者が吉田とした場合はなしである。
- (30) 本冊子は、「主権は依然支那に存し、中央に隷属する」と言うが(15頁)、清国と別に支那中央があったわけではないことを考えると、「我大陸経綸の鑑」が支那の主権の尊重とは相容れないことは明らかである。
- (31) 蜂谷は人生で3度、吉田に側近として仕えている。吉田の奉天総領事時代に領事として2年弱、英国大使時代に一等書記官として2年近く、吉田が野党党首時代の私設秘書として1年弱(それに引き続き総理大臣秘書官〔事務担当〕を1ヶ月ほど)。すなわち、吉田が奉天総領事に任じられたのは大正14年(1925年)10月19日(当時満47歳)、蜂谷が奉天領事に任じられたのは翌大正15年(1926年)3月〔日

にち不詳)(同31歳)である。吉田の奉天総領事離任は昭和2年12月30日、蜂谷はその日から総領事代理を務め、昭和3年4月に林久次郎総領事が着任した後も領事として奉天に留まり、昭和4年4月に在米大使館の2等書記官として転出、その後、ヴァンクーヴァー領事を経て昭和8年2月に奉天総領事となり、約2年間勤めた後、昭和10年に在英大使館の1等書記官となり、昭和11年4月10日に大使に着任した吉田と再会、昭和13年3月に本省に戻ったが、吉田の方は昭和14年3月20日に依願本免官なるまで駐英大使の座にあった。なお、蜂谷自身が述べているところであるが、彼が奉天総領事になった時には、既に満洲国が成立していたわけで、在奉天総領事館はもはや吉田時代ほどの重要性はもっていなかった。

(32) 蜂谷自身、「私の〔満洲〕事変前奉天在任中の記憶も薄らいで居る」(蜂谷輝雄「対満洲外交の一断面」国際善隣協会編『満洲建国の夢と現実』(謙光社、1975年)67頁)と認めている通りだが、ご覧の通り、その証言内容は、使いものにならないほど痛ましいものにはなっていないように思われる。

(33) 蜂谷前掲「対満洲外交の一断面」に拠る。文中、キッコウ(〔 〕)内は私による補足ないし注記である(本中所引箇所においてもまた同じ)。さらに、関連する記述を引いておこう：

「私が奉天に着任したのは最初が昭和二年〔正しくは大正15年〕初めて、丁度元総理の吉田茂さんが外務省の衆望を負って総領事として着任されたばかりの頃であった。(中略)。当時私は未だ三十前後の若造であったが、奉天総領事館の有する政治的重要性を見つつ、私なりに相当の抱負を持って吉田さんの下に仕えた。」(62頁)

「我が政府としてもこの際満洲における我が方の行詰りを打開するため、かつは当時可成りやかましく論ぜられて居た我が人口の捌け口としての満洲移民問題や、日本全体の経済発展を期する上から満洲政策の積極化を講ずる必要が痛感されて居り、旁々当時外務省内でも見識優れ硬骨漢とみられていた吉田さんの出馬を煩わす事になったようである。」(63頁)

「…新任された吉田さんは、予め時の政友会領袖で外務政務次官であった森恪氏等要路と連絡をとり〔この辺り、記憶の混乱あり〕、対満政策に対する根本方針として、寧ろ最初から強硬政策を以て臨むべきであるとして所謂東三省保安民を基調とする日満協力の方策を樹て、当時張作霖が動もすれば閥内に野望を抱き自ら北京に乗込んで中国全土を制覇せんとし、そのため東三省の財政経済の紊乱、省民の生活安定を欠くに至る事なきよう強く警告を発する事にした。」(64頁)

(34) 蜂谷は、72歳の吉田追悼会の時も自分が昭和2年に奉天に赴任したと話している。この時、すでにもう幾らか記憶の薄れがみられる。前掲「対満洲外交の一断面」の収録された『満洲建国の夢と現実』刊行の日付は昭和50年(1975年)11月であるから、蜂谷は80歳になっている。しかるに、このように、当時の吉田総領事の対満政策の根本についてはかなり詳細に、しかもかなり一貫したことを書き記している。このことは、彼が何か参考になるものを見てこれを書いたことを窺わせる。じっさい、この「対満外交の一断面」には、「田中外務大臣の芳沢公使宛訓電」が引用されている(65頁)。そのほかに、彼が前年みずず書房から出た次注所掲の『現代史資料7 満洲事変』に採録された吉田の「対満政策私見」(昭和3年4月付)を読んで利用していることはまず間違いない。今、詳細な検討は省かざるを得ないが、双方に、「一顰一笑」の語が使われているし、その他、内容上も似たところがかなりある。しかし、それだけでは説明できない記述があり、その中には、ことによると蜂谷は本冊子を参照しているのではないかと思わせるものもある。もし、彼が本冊子を見たのだとすれば、本冊子の吉田執筆説にとって極めて重要な傍証になることはいうまでもない。今後精査すべき点である。

(35) 「対満政策私見」『現代史資料7 満洲事変』(みずず書房、1964年)103-122頁、および「満蒙対策私論」同、123-132頁。その底本に使われた文書は、現在、外務省外交史料館に収蔵されている「須磨弥吉郎文書」中にあるが、「在奉天日本総領事館」用箋にカーボン・タイプされたものである。この『現代史資料』に付された「資料解説」は、両文書を、満蒙に関する「強硬論議」に属するものと位置づけたうえで、「これらの主張は当時の外務出先官憲のそれ〔=主張〕を代表するものではなかった。」とし、また、「ともあれ、このような論議を、吉田(茂)奉天総領事の掌下にある一官憲が、幣原外交の圏内でこれを起草し、これをあていどの範囲に配付したことは、注目されなければならないだろう。」とする(同、xlili-xliiv頁)。蜂谷が書いたとすれば、若干、訂正が必要であろう。もっとも、この両文書の「強硬論議」には、本冊子のような「条約上の権利」を実力によって拡充するといった考えはなく、英

米日による「天下三分の覇業」を実力で達成するのは「必然の要求」であるという極めて乱暴な議論になっている。その意味で、対満蒙積極策を代表するものでなかったことは指摘の通りである。

このうち、本冊子との対比のため、「対満政策私論」の冒頭部分を掲記しておく：

人口問題と食糧問題に苦しめる日本が地理的關係より満洲大陸に活路を求め得るや否やは帝国存亡の問題なり

東洋の平和を永遠に維持し帝国の安全を将来に保障せんが為（日韓併合当時の詔書）進んで満洲開拓の先駆者たる可きは東洋に於ける帝国の使命なり

三A政策の米と三C政策の英との間に介し天下三分の計の覇業と世界の平和を志す日本が満蒙に其確固不拔の地盤を求めんとするは必然の要求なり

軍閥の私闘熾む時なく政治は政客の遊技となり隣邦愈々乱れんとするに對し我死命を制する満蒙を列國環視の中にあり正々堂々其開發と安全とを圖らんとするは我民族の本領ならざるべからず

以上は満蒙に対する帝国々策基調にして満蒙特殊利益の觀念又茲に胚胎す敢えて既得の利権のみ云為せんとするに非ず而して尚之を否定せんとするものあらば是帝国に挑戦せんとするものと断じて憚るなきを要す（103-104頁）

「而して以上貿易及人口問題の解決の先決問題としては對鐵道政策より始むるを要す（中略）然りして以上の對満政策を遂行するに當つては結局我が武威に依り解決せざるべからずと雖兵力は用ひざるを以て上策とすべきが故に先以て支那側政治組織を改革し支那側為政者をして我が方針を遂行せしむるを要す以上幸ひにして成るに於いては英國の海外の植民地米國の領土を有するに對し日本は満蒙の覇業日本之を担当するを得るに至るべしと謂はんとするにあり」（104頁）

- (36) まだ吉田が総領事任中の昭和2年11月に蜂谷がこのような「私見」を書くことができたのは、もうこの当時、失意の吉田はほとんど仕事を蜂谷に任せきりにしていたためではなからうか。前掲〔注9〕『外交文書』の「二 安東帽児山分館設置問題」および「三 満蒙懸案解決交渉」に収録された吉田の電報は、先に引いた（注9所引資料179）9月30日を最後に中絶し、その後は12月24日、吉田が帰任を前にして、田中外相に対し目一杯の皮肉を込めて「本官一個ノ私見」を述べたもの（前掲〔注9〕『外交文書』〔276-7頁〕資料第190：昭和2年12月（24）日・在奉天吉田総領事より田中外務大臣宛（電報）第365号）しか見当たらない。おそらく、10月の初めごろには、吉田は総領事としての活動をほとんどやめてしまったのではないかと思う。天羽英二『天羽英二日記・資料集第2巻（日記編）』（天羽英二日記・資料集刊行委員会、1989年）〔以下、『天羽日記』として引く〕（71頁）には、9月30日のところで、以下のよう記されている：

「雨 11時 外務省 打合

11時半 児玉長官 今回交渉二就キ悲觀説

1. 吉田八直二強力行使 芳沢八好期待機（自分八直行）
2. 一般二各機關不一致

12時半 〔省略〕

午後2時 牧野内大臣 吉田二事ツケ 健康。「カロハズミ」スナ

牧野大臣 時局ヲ解ス 但シ強力行使二反対ナラサルモ 慎重考慮ヲ要求ス」

前掲〔注11〕天羽英二「小さきあしあと」（1105頁）は、これにつき、「…牧野大臣からも希望があったので訪問、懇談したが、いずれも時局の成行きには非常に心配しており、ことに牧野内大臣は吉田奉天総領事が娘婿である関係から、『張作霖との交渉の成行き如何では、“実力行使”するも反対ではないが、慎重かつ考慮を要する。軽はずみをなことをしないように…』との伝言を私に依頼するほどだった。」とパラフレーズしている。天羽は、吉田と10月6日と7日に会っているが、吉田は彼から岳父牧野伸顕の警告などを聞いたことによって、いわば燃え尽きてしまい、引籠りになってしまったのだと私は推測する。吉田は、親友の深沢運宛の手紙で、「小生去月〔10月〕より不快ニて漸ク昨今起上り候得共…医者八大した事かないと申居候得共大二用心を致引籠居候」と書いている（『吉田茂書翰・補遺』166頁、昭和2年11月24日付）。

- (37) これは、「対支政策二関スル各委員意見要領」中の「(C) 対北方政策」に関する「吉田総領事ノ意見」（前掲〔注9〕『外交文書』「一 東方会議」28頁）に記されている。このうち、本文中に掲記しなかった

論題(1)は、張作霖が力を失ってもなお支持し続けるといったことは断じてすべきでないという意見を述べたものであり、特に論ずべきことはない。

このほか、この『外交文書』「一 東方会議」中に収められた文書で、滿蒙政策に関する吉田総領事単独の見解が窺えるものがもう1点ある。「在奉天吉田総領事ノ北支時局ニ関スル意見(昭和二年六月上旬)」(以下では、「吉田意見書」という)(59-61頁)である。これは、「東方会議ノ為準備シタル参考書類」のうち、「亜細亜局関係資料」の「在支帝国官憲意見」5点の1つである

この吉田意見書中の「(二)支那全般ニ対スル方策」は、「支那全般」に関するもののため、「南北」軍閥の「私闘」に対する日本のとるべき姿勢を論じているので、本冊子の論及するところと十分には重ならないが、少なくとも、内容上齟齬する点は見当らない。なお、軍閥私闘を禁ずる列国の内政干渉もあり得なくはないとするところで、「右八素ヨリ列国協同ノ動作ニ依ルヘク殊ニ英国トノ完全ナル諒解ヲ必要スヘキ」と釘を刺している点は、既に見た、本冊子の「英國との間に十分なる諒解提携を遂ぐる」ことを求める姿勢と見事に重なり合う。

なお、意見書の「(三)滿洲懸案解決ノ一方法」の検討は次注で行う。

このほかに、会議用試案の「滿蒙ニ於ケル政情ノ安定並懸案解決ニ関スル件」(42-43頁)もその作成に際しては、吉田の意見も聴取されているが、吉田自身の意見がどの程度反映しているか確定するのは難しい。すなわち、この試案は、「会議ニ於テ問題トセラルヘキ特殊事項ニ付テハ外務省主管局側ニ於テ付議ノ便宜上予メ試案ヲ用意シタリ」(42頁)とされた3案中の「甲号」であるが、6月22日に開催された東方会議・滿蒙特別委員会の議事録が記す木村委員による説明によれば、これは、「大正十五年四月対張警告ノ後ヲ承ケ在奉吉田総領事、関係各省、滿鉄当事者等ト協議ノ上作成セル試案」(14頁)とのことである。その試案では、「...支那政局ノ混乱從來ニ比シ一層拡大且緊迫ノ状態トナレルニ伴ヒ我國トシテハ密接特殊ノ關係ニ在ル滿蒙地方ノ康寧ニ付テ特ニ考慮ヲ要スルモノアル処同地方ノ地理的狀形ハ支那中央ノ禍乱ニ対シ比較的超然タル地位ヲ維持シ得ヘキコト從來ノ經驗ニ示ス所ナルニ鑑ミ其ノ政情安定ノ為ニハ疾キニ「時ニ」の誤記か：笹川)臨ンテ東三省内政ノ基礎ヲ充實シ治安ノ維持、人身ノ安定ヲ計リ以テ出来得ル限り動乱ノ波及ヲ予防スルヲ急務トス」(43頁)とされている。本冊子の「保境安民」論と比べて随分控えめな調子であることは否めない。

- (38) 前掲「吉田意見書」中の「(三)滿洲懸案解決ノ一方法」(60頁)は、既に見た昭和2年6月12日の田中義一兼摂外相に宛てた電報(注20を付した本文に掲記)と同様、「京奉線ト奉天城並兵工廠トノ連絡ヲ断ツ」ことを一つの方策として提案するものであるが、それは、奉天官憲が「反省ノ実ヲ示サスハ...京奉線ト奉天城並兵工廠トノ連絡ヲ絶ツノ危険ヲ感知セシムル為」、その遮断を「仄カス」ことを提言するもので、「反省ヲ促ス」手段としては、実にソフトであり、まさに、事実上の力の行使ではなくいわば心理的強制にとどめるものであるが、そのことをもって、東方会議での吉田の意見が、正当な実力行使を今後ともすべきではないというものであったとすることはできない。もし、吉田が会議記録にあるようなことを言ったのだとしても、それは極めて限定的な状況の中での一過性の発言ではなかったのだろうか(前掲注19も参照)。衛藤瀋吉・前掲〔注18〕論文「京奉線遮断問題の外交過程」173-4頁は、「滿蒙問題について、東方会議における吉田の意見は、六月上旬の諸公電にくらべるとずっとおだやかなものになっていた。」と記し、「どうやら、一般的傾向として、滿蒙現地においては一九二七年(昭和二)の三、四、五月ころ情勢の不安定から過激な意見が高まり、それが六月中旬ごろからしだいに鎮静にむかったといえそうである。かかる現地の雰囲気、吉田や關東軍の意見の変化に反映しているのではあるまいか。」と言うが、そうであるとする、東方会議は、中長期の対支、對滿蒙政策を話し合うことはなく、ごく目の前のまさに「時局対策」だけを話し合う場であった、あるいはなってしまった、ということが言えるのではなからうか。なお、佐藤元英・前掲〔注18〕書『昭和初期对中国政策の研究』120頁も、東方会議においては、「吉田総領事の對滿蒙政策に関する意見は、6月上旬頃の意見より大幅に軟化しており云々」と述べている。
- (39) 5月末に催された領事館会議は概要、次のようなものであった(主として、外務省外交史料館所蔵外交史料中の「領事会議開催雜件 在滿領事會議」(第二卷)[M-2-2-0-1~2]の「機密公318 昭2年5月31日 別紙添付 在奉天 總領事 吉田茂/外務大臣男爵 田中義一殿」に拠る。なお、カギ括弧(「」)内は資料の引用(一部省略は、引用者)：

5月27日 「在満領事官会議」

主催者：吉田茂・奉天総領事

出席者：川越茂・吉林総領事；天羽英二・哈爾濱総領事；栗原正・長春領事；岸田英治・牛莊領事；岡田兼一・安東領事；田中莊太郎・鐵嶺領事；蜂谷輝雄・領事（奉天）

「議事経過：一、管内事情及懸案事項：各領事ヨリ各管内重ナル問題及懸案二就キ説明アリ  
奉天：二号五厘附加税、落地税問題等〔安東以下、略〕

二、東京対支問題審議會〔東方會議のこと：笹川〕ニ提出スベキ事項

吉田総領事ヨリ滿蒙及支那ニ対スル方針及腹案ヲ述ヘタル後左ノ諸事項ニ就イテ協議ス

(イ)対張方針(ロ)商租問題(ハ)滿州金融問題(ニ)鉄道問題(ホ)鮮人問題(ヘ)赤化宣伝取締問題(ト)事変ノ際ニ於ケル在留民保護關係(チ)滿蒙開發問題(リ)東支問題(ヌ)行政統一問題」

5月28日 「連合会議」

主催者：吉田茂・奉天総領事

出席者：上記領事会議出席者のほかに、関東庁・山崎平吉外事課長；同・神岡純一文書課長；関東軍・河本大作参謀；満鉄・大蔵公望理事

「議事経過：一、赤化宣伝取締問題〔打合せ内容、略〕

二、事変ノ際ニ於ケル在留民保護問題〔打合せ内容、略〕

三、滿蒙開發問題

主トシテ鉄道、金融、資源開發等ノ諸問題ニ就キ満鉄、関東庁、陸軍側ヨリ必要ナル説明ヲ聞キタル後 意見ヲ交換ス」

5月29日 「領事会議」

「別ニ領事会議ヲ開キ前日會議ノ経過ニ付打合せタリ」

このうち、27日と28日の会議に関しては、佐藤元英、前掲〔注18〕書82-84頁も参照。ただし、同書では、29日にもう一度、領事だけの会議が開かれ、28日の合同会議の経過について打合せていることには触れていない。「連合会議」後の「領事会議」の日付は、5月31日発の上記機密公318号では、「三十日(日)」となっているが、日曜日は29日であり、該公電の文中にも、合同会議を意味する「前日會議」の記載があるので、29日に訂正した。なお、前掲〔注36〕『天羽日記』(37頁)でも、「5・29(日)午前 會議ノ報告 打合」とある。いわゆる四頭政治の他の3機関(関東庁、満鉄、関東軍)の代表に対しては、少なくとも吉田は極めて警戒的で、この再度の(非公式な)「領事会議」による再度の「打合せ」を必要と考えたのではないかと思われる。該機密公電でも、合同会議に付議すべき案件を3件に絞ることを前日の領事会議で予め打合せていることが窺えるし、また、「関東長官、関東軍司令官及満鐵社長ニ対シテハ連合會議々事経過ノミ送付」したと記している。右3機関に対する吉田の姿勢を端的に示すものとして興味深い。

- (40) ちなみに、佐藤元英、前掲〔注18〕書84頁は、この時期に天羽が書いた「滿蒙問題解決ノ方針」を取り上げた箇所、「このように、吉田総領事、天羽総領事を中心とする外務省の在満州出先公館は、張作霖の排日的態度に相当強い不満をもつと同時に、『滿蒙權益』擁護拡大のために積極政策をとることを政府に要望していた。」と指摘している。なお、同書は、「この領事官会議において、天羽哈爾濱総領事は、『滿蒙問題解決ノ方針』を開陳し、この意見を五月三十一日、出淵次官及び木村亜細亜局長へ送った。」とするが(84頁)その点は疑問である。天羽日記は、6月1日の欄に、「滿州問題 北滿問題原稿多忙」と記し、6月12日の欄に「卑見『滿州問題解決方針』『北萬問題ト対策』送付スル」として、その宛先として、「出淵(木村) 宇垣 田中首相(木原) 松岡洋右 芳沢 大蔵 児玉等」と記している。この日記の記述が正しいとすれば、5月31日に既に天羽の該意見書が出来上っていて出淵らに送付されたということとはあり得ない。吉田は、天羽英二・哈爾濱総領事(吉田より9歳年下、高文6期下)とは特に親しかったようである。ちなみに、天羽は6月15日に奉天に向向き、日本に旅立つ吉田を見送っているが、この時に吉田は天羽からこの意見書を手渡されたに違いない(送付先がないので)。

本冊子も吉田が日本に赴く前に刷り上がっていたと推測されるので、本冊子に天羽意見書の記述そのものを反映させる時間的余裕はなかったであろう。もっとも、吉田は天羽の見解は既に十分承知していたはずである。

- (41) 領事官会議での申合せについては、佐藤元英、前掲〔注18〕書83-84頁参照。
- (42) 本稿では、「在奉天 時局研究会」を本冊子の著者名のごとく扱っているが、厳密には、この冊子を記したのが「昭和2年6月 在奉天」で、著者は「時局研究会」ということになる。つまり、「奉天に在る時局研究会」が記したのではなく、「時局研究会」が「奉天に在って」記したのだということになる。ただ、私見ではこの区別は本冊子の場合にはさほど重要ではないと考え、見出しにも「在奉天 時局研究会」を使った。ちなみに、奉天総領事館の正式名称は、「在奉天日本総領事館」である。また、吉田は「在奉天総領事 吉田茂」ないし「在奉天 吉田茂」の名乗りを常用している。ただし、「在奉天 某」は一般によく見られる書き方であり、別段珍しくはない。
- (43) 同会議の記録中にこの文書は残されていないが、それは寧ろ不自然である。これをもとにして本冊子が作成されたことを隠すために除かれたのであろうか。
- (44) 参考資料は、領事官会議のために用意されたものにしては、いささかデータが旧いような気がする。また、前述(注35)の蜂谷領事執筆と目される「対滿政策私論」と比べるとデータ、数値が一致しないことからすると、総領事館内の資料ではなく、年鑑などの既刊行物に掲載されたものを(「十四」「一五」は追加したもの)基本的にそのまま利用したのではないかと疑われる。仮名も、本文とは違って、カタカナが使われている。活字も、多くは本論よりも号数が小さい。また、本論とは関連の乏しいデータが多いようにも思われる。ただし、共通の大きさの活字の「支那」の字体を比べてみると同一のように見えるので、同じ印刷所で組まれた可能性がある。
- (45) 吉田は、ふだん、自分を指すのに「吾人」は使わなかったのではなからうか。さりとして、ここで、彼が書翰の中などでよく使う「小生」や、公文書で使う「小職」などを使った文章を書いたとは思われない。吉田自身が、匿名の文章中で自分自身を指すのに「吾人」を使ったのであろうか。
- (46) 林総領事時代に奉天に勤務した森島守人は言う。「主筆菊池貞二が傲霜庵なるペン・ネームで執筆した盛京の社説は、重厚な筆致と明快な論旨とで、東三省の内治外交に関して、民衆がいわんとしていい得ざるところを論じつくし、識者間ではわが国宝的存在との賛辞さえ得ていた。(中略)吉田総領事は佐原〔盛京時報社主〕、菊池と肝胆相照らす仲で、盛京時報は吉田政策遂行上の一大推進力たる役目をもっていたので、張は中国人の購買を禁止し、販売、配達に対し強力妨害の手段に出た〔昭和2年6月10日：笹川〕。吉田の総領事の憤慨はここに絶頂に達した。」森島守人『陰謀・暗殺・軍刀 外交官の回想』(岩波新書、1950年)15頁。蜂谷も吉田追悼会で、菊池が吉田に傾倒していたと語っている(霞関会会報、昭和43年4月号、2-5頁、3頁)。なお、菊池は、1886生まれであるから、吉田よりも8歳ばかり若い。ちなみに、菊池が戦後に著した回顧録、菊池貞二『秋風三千里』(南北社、1966年)の内表紙には吉田(素准)が表題を揮毫している。また、菊池貞二『丁香廬漫筆』(新京日日新聞社、1936〔印刷所：盛京時報社〕)は、菊池が新京日日新聞に1935年から1年ほど同名で載せた随筆を収録したものであるが、その中には、「吉田茂大使」(1935年12月6日付)なるものがある(84-87頁)。そこに言う：吉田は、前月の11月に外務省を退官しているが、「斯く呼ぶことに依りて姑く名残を惜み、最後の敬意を致さんが為である」。そして、評して言う。「我吉田大使は聡明であり機略にも長けて居るが何よりも満満たる闘志が今日の我外交界に得難きものであった、外柔内剛外交官として頗る妙なるのみならず外闘官として一偉材と云へよう。」「若しあの時大連での東方会議の決議文でも実行されたら、多少の成功を収めて離任されたのであろうけれども矢張りかぬときにはいかぬものだ。」と。この、「大連での東方会議」とは昭和2年8月14日の会議だと思われるが、張との交渉開始の「決議」がなされたのは厳密にはその翌日の旅順での会議である(佐藤前掲〔注18〕書170-1頁参照)。そのような取違えはあるが、菊池がこのような外交機密に属する情報を吉田から得ていたとみて間違いあるまい。『丁香廬漫筆』には、たとえば、「満洲で排日の熾んな時に王永江は日本資本主義を歓迎こそすれ反対すべきでない、肥料に過ぎぬでは無いかと云つた」(47頁)という、本冊子(12頁)と重なる記述もある。また、「...こう云ふ相身互の暗黙のイデオロギーから社会は発達するのであるが、支那の絶対個人主義は斯かる相互扶助的社会観をてんで眼中に置かぬ。」といった言も見られる(265頁)。なお、「鄭孝胥先生の王道主義」

への言及もある(136頁)。だが一方で、「要するに日本人文が特権(所謂優越感も其の一)を持つと云ふことは支那の国民性と相容れない、況んや干渉をやだ。」(177頁)などとも言っているから、菊池が本冊子と完全に一致する見解の持ち主であったとは思われないが、吉田に頼まれれば、彼の文章に加筆し推敲することは引き受けるだけの器量はあったと思われる。つまり、私見では、菊池は補筆者としてはうってつけであるが、彼が本冊子を吉田と無関係に一人で書いたということもあり得ない。そもそも、文字通りの「主筆」である彼がわざわざ本冊子のごときものを匿名で出すいわれはないであろう。なお、私は、本文であげた、冒頭3頁にわたる「序文」にあたる部分と、本論16頁の末尾などは、菊池の筆が大幅に入ったと推測する。かの「吾人は在支二十余年云々」の記述があるのは、その「序文」である。一方、菊池はこの年、「在支二十三年」になる。しからば、ここにいう「吾人」は菊池ではないのか、という疑念が湧くかもしれない。しかし、たといこの文章を書いたのが菊池だとしても、菊池は、「吾人」を自分だけを指すつもりで使ったのではないと思われる。補筆者の分際としては、吉田と自分を二者一体のものとして、「吾人」と称したと解すべきであろう。菊池の筆が大きく入った箇所があるとすれば、本冊子はその意味では吉田と菊池の合作とみることもできなくはないが、その場合でも、本冊子の内容はあくまでも吉田の考えで貫かれているとみるべきものである。むろん、以上は、本冊子に補筆者がいて、それが菊池であるとする二重の推理のもとに述べたにすぎないが、私は本冊子について再び筆を執ることはないと思うので、敢えて纏説した次第である。

- (47) 『吉田茂書翰』192-4頁収録の菊池貞二宛書翰(昭和25年10月22日付、昭和26年3月3日付、及び9月〔未詳〕日付)を見よ。なお、この碑文には、「吉田茂 謹誌」とのみ記され、菊池の名は記されていない。本冊子における吉田と菊池の関係を暗示してはいないだろうか。この碑と碑文については、栗原健「吉田茂の漢学 その断片から」及び「吉田茂謹誌 『伯牧野伸顕夫妻墓碑』」(いずれも、吉田茂記念事業団編『人間 吉田茂』〔中央公論社、1991年〕所収)28-31;75-81参照。なお、後述の通り、前者の稿に菊池の名がこの墓碑との関連で出てくるが、菊池がこの碑文の撰文に関与したことには触れられていない。しかし、上記3月3日付の菊池宛書翰で、吉田は、「貴稿の末文二母のことも添記願度」とし、吉田自身による、「母牽子云々」という参考文面に続けて「何とすべきか御考被下度」、「貴稿を待つ次第」と記している。この吉田の文面と前記栗原健「吉田茂の漢学」(79頁)所掲の碑文とを較べれば違いは瞭然であり、この碑文は菊池の撰文と言うべきことが分かる。上記9月の書翰が「先達先生御執筆の牧野伯墓誌…乍恐縮最後決定文を再度御郵送願度」というのも菊池の撰文を裏付ける。この書翰で、吉田が「小生か遂二筆を執ること二決し候二就て八云々」といっているのは、吉田執筆という建前のことだとみるべきである。なお、右3月書翰では、墓標は「小生の執筆をまち居る処」とあるが、『吉田茂書翰』所収安田鞞彦宛書翰を見ると、「墓表及墓誌」の揮毫は安田に依頼している。ところが、前記の「吉田の漢学」は、「結局、…吉田が自ら筆を揮う」とする。真相はどうなのであろうか。ちなみに、この栗原の小文が引用する元盛京時報社員、尾形順次の随筆(28-31頁)は、尾形が菊池から聞き取った、吉田と菊池の間で交された牧野伯の墓誌揮毫と吉田の書をめぐる京都「吉富」での「閑談」を記したものであるが、その小文は、「ふたりの『閑談』は閑談にあらず、もっと多岐にわたったであろう。世界を見通す目も、日本を案じる志操も、相通ずるものがあつた両者である。しかし、菊池の『吉富閑談』の話は、ここに記した以上には触れなかった。昭和二十六年四月二十七日の朝であった。」という含蓄のあることばで結ばれている。
- (48) 柴田紳一『日本近代史研究余録』(渡辺出版、2002年)35頁。